

農産物量（図1）

石脇村

佐野村



玄米



933円 / 47%



3537円 / 60%



大麦



222円 / 11%



784円 / 13%



大豆



128円 / 2%



小豆



113円 / 2%



ソバ



126円 / 2%



小麦



80円 / 4%



723円 / 12%



清酒



571円 / 29%

その他



177円 / 9%



480円 / 9%

計



1983円 / 100%



5891円 / 100%

=200円

34 36 37 39 40 41 43 44 大2 3 4 5 6



•• ••• •••• ••• ••••• ••••• ••••• ••••• ••••• ••••• •••••

•••••



•••••

•••

• • • • •• •• ••• ••• •• •

• •• •• • • • • • •

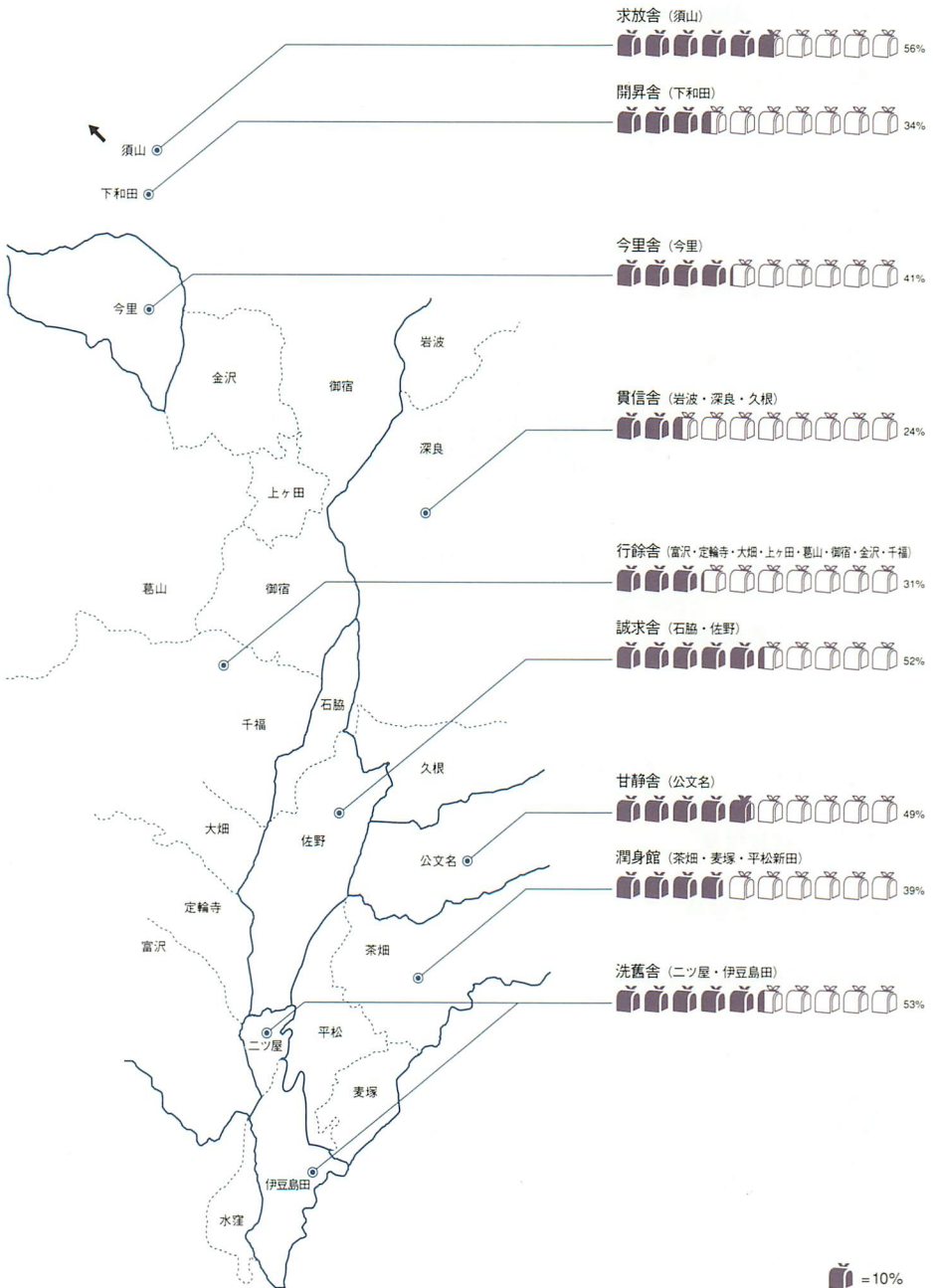
•• •• •• •• •• •• •• •• ••• ••• ••• ••••

•

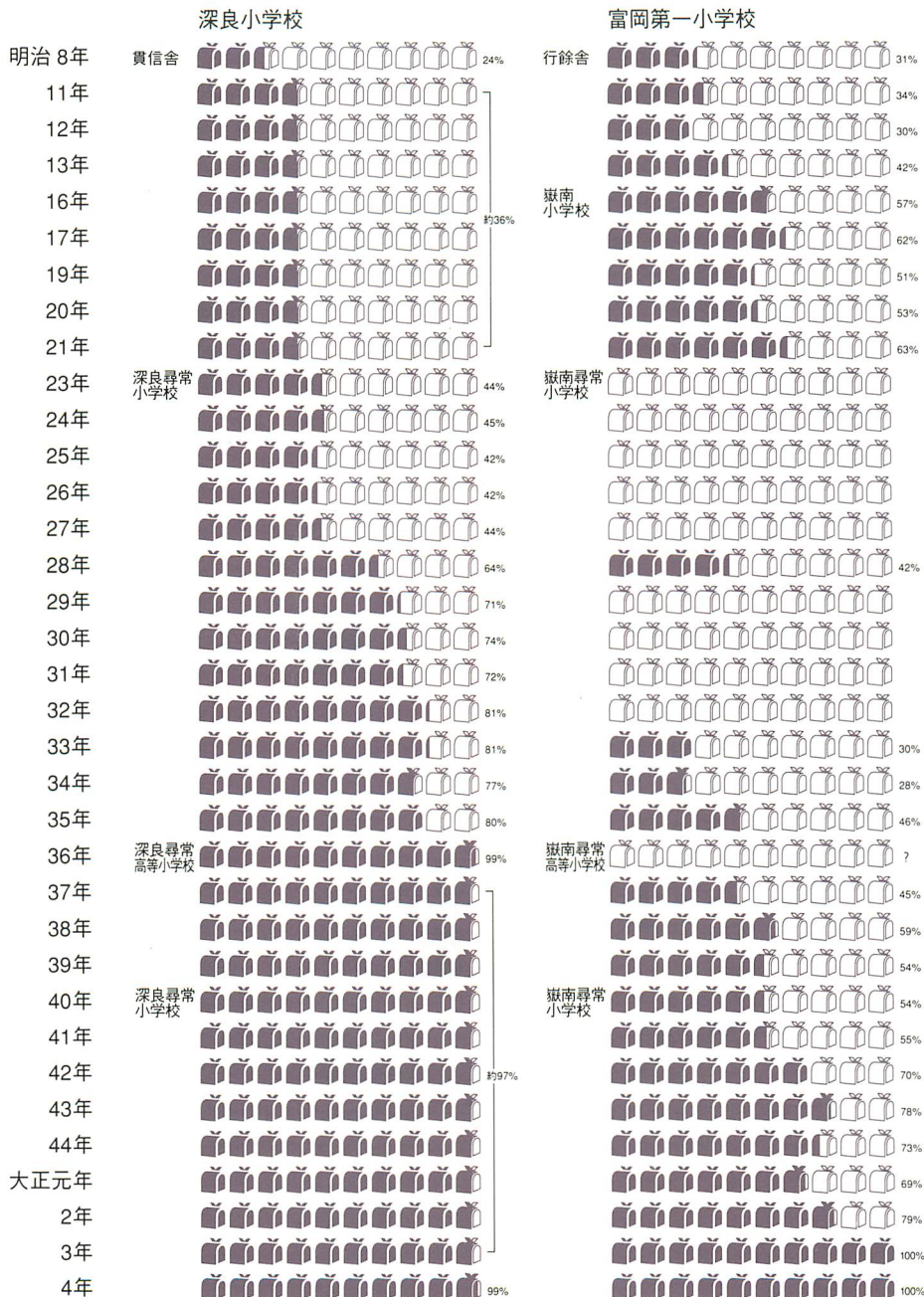
••••• ••••• •••••

• • • • •

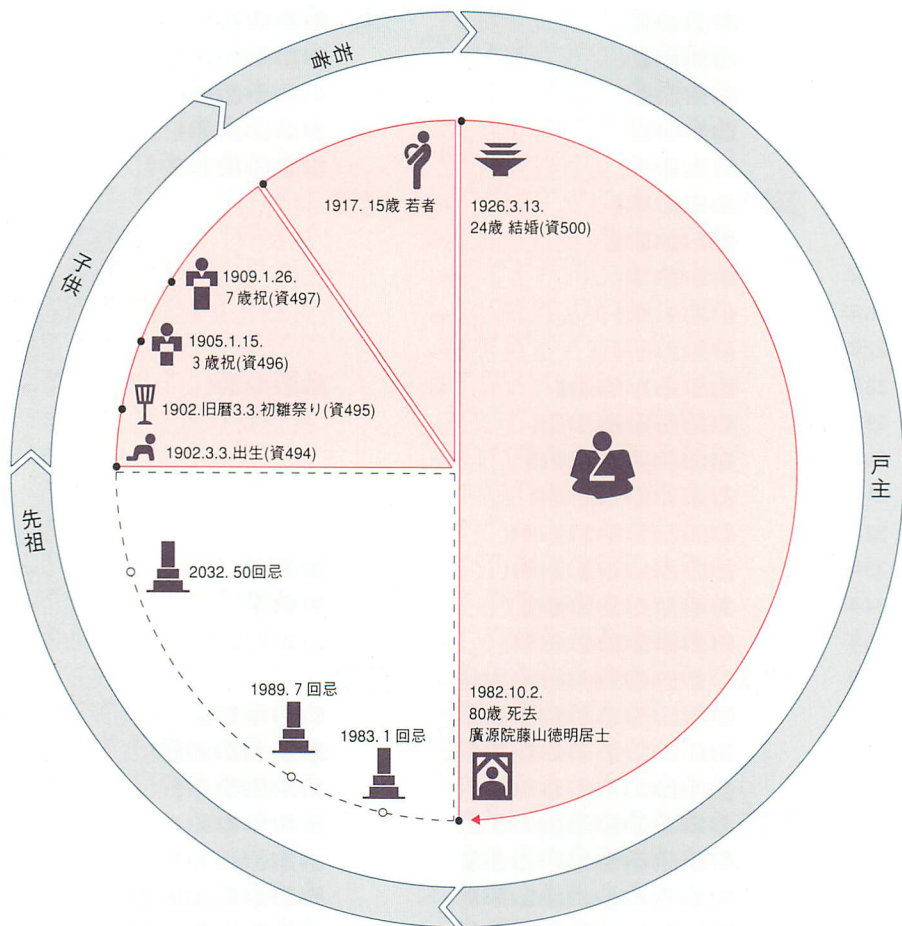
明治8年の就学率 (図3)



就学率の推移（図4）



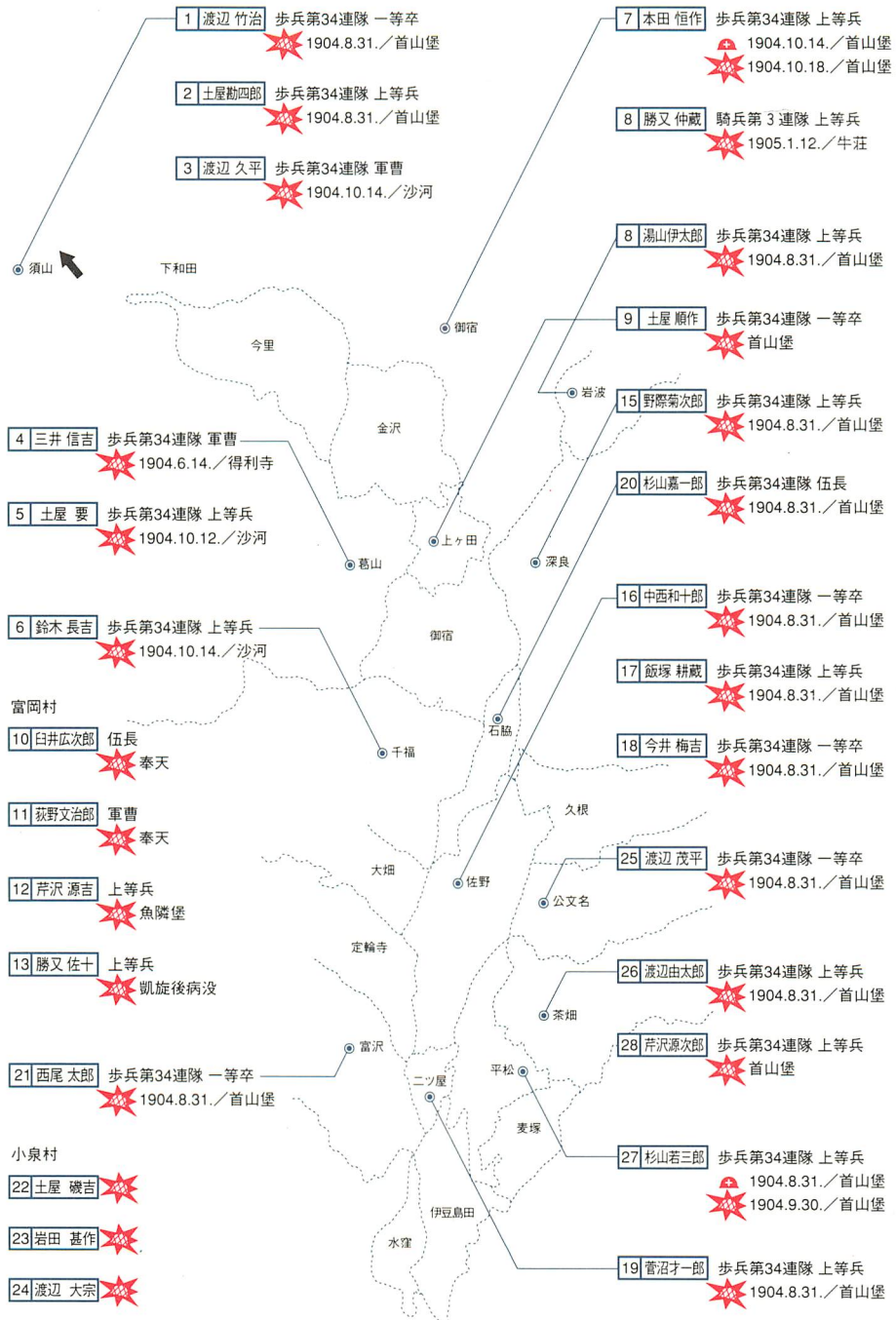
人の一生 (図5)



※ (資○○)は、本文中の資料 ナンバー

日露戦争戦病死者 (図6)

☒ = 負傷 ☒ = 戦死



各旧村(大字)の民有地地目別反別と戸数・人口(明治22年頃) (図7)

	田	畑	宅地	山林原野など	戸数	人口
岩波	9.66	7.31	1.70	17.34	23	155
深良	97.91	61.53	15.05	1112.43	259	1531
須山	0.00	218.03	11.87	3461.81	151	840
下和田	0.00	93.87	6.78	753.65	151	450
今里	0.00	70.14	4.71	592.64	79	393
定輪寺	3.87	3.82	0.90	149.00	7	41
大畑	2.78	4.38	1.30	141.12	21	117
千福	31.01	17.62	4.52	277.94	72	403
葛山	8.89	55.36	6.53	1007.20	113	568
金沢	4.14	19.66	1.59	73.65	27	146
上ヶ田	13.53	4.25	2.33	12.08	34	207
御宿	33.76	51.15	7.07	183.62	85	463
富沢	17.79	10.07	2.97	164.44	41	244
佐野	49.59	34.14	8.30	14.65	124	807
石脇	15.57	10.61	3.07	7.54	43	221
二ツ屋	13.71	3.03	1.33	2.15	14	114
伊豆島田	17.07	25.46	3.80	5.99	76	345
水窪	4.02	4.34	0.98	2.73	35	190
茶畑	58.43	40.98	9.56	1430.48	140	849
平松	12.88	25.18	1.43	8.96	27	135
麦塚	12.84	9.24	2.17	6.94	35	218
久根	29.66	10.84	4.56	96.36	75	370
公文名	26.88	8.38	3.78	79.02	82	445
稲荷	8.89	9.99	0.84	0.66	0	0

=10町

=10町

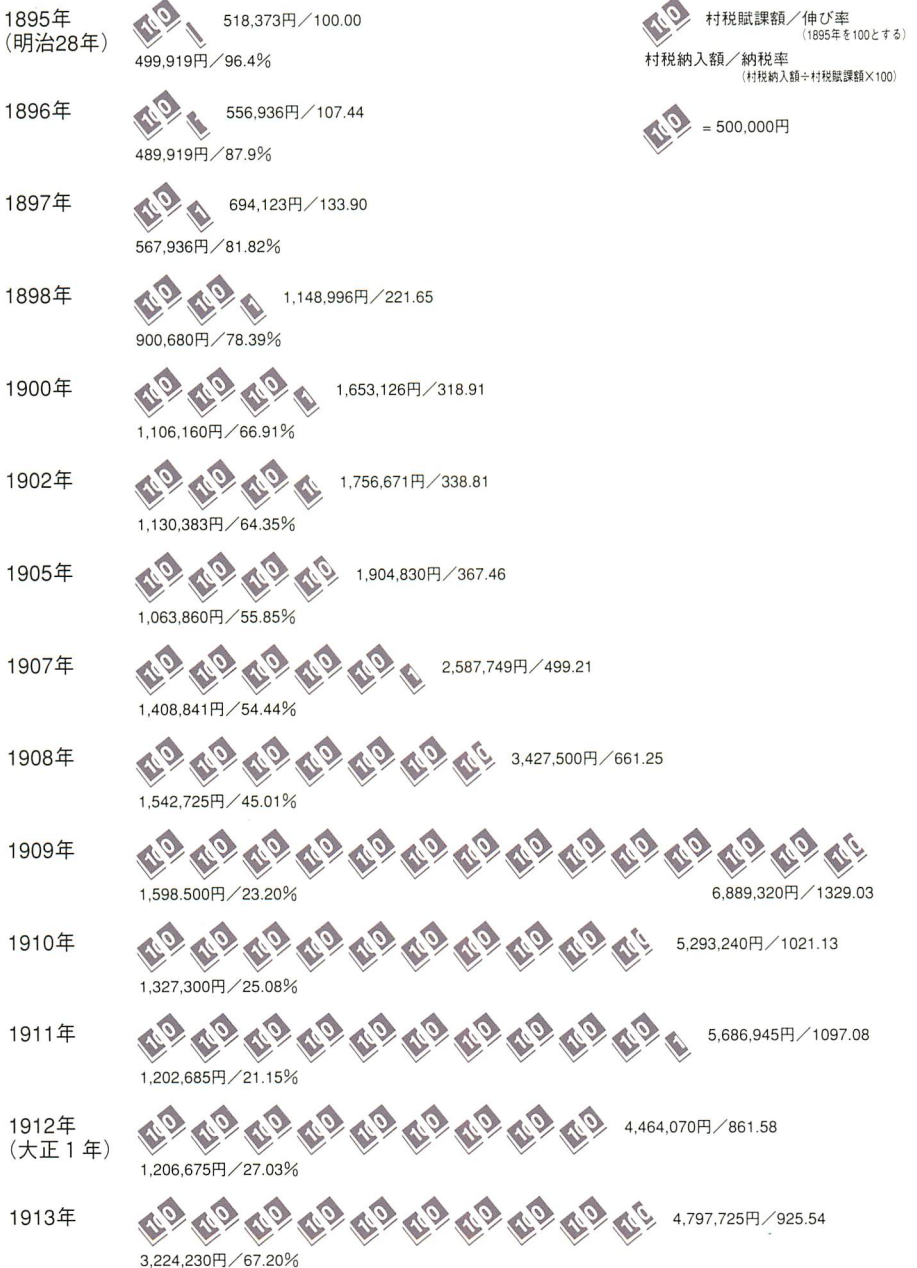
=10町

=100町

=50戸

=100人

日清・日露戦争後の泉村村税の賦課・納入のようす（図8）



行餘舎 就学・不就学調(明治9年) (岩崎達生氏所蔵)

(葛山村・上ヶ田村・金沢村・御宿村)

行餘舎支校 就学・不就学調(明治9年) (岩崎達生氏所蔵)

(定輪寺村・大畑村)

就学・不就学調(千福村) (明治9年) (岩崎達生氏所蔵)

学齡人員調(明治9年) (湯山芳健氏所蔵)

(久根村・石脇村・金沢村・平松新田・今里村・深良村・二ッ屋新田・麦塚村)

(公文名村・富沢村・伊豆島田村・岩波村・定輪寺村・葛山村・御宿村)

(図5)

勝俣藤雄誕生祝の覚(明治35年) (勝俣恵一朗氏所蔵)

勝俣藤雄雛祭り・五月節句祝・ほうそう見舞の覚(明治35年)

(勝俣恵一朗氏所蔵)

勝俣藤雄三歳祝の覚(明治38年) (勝俣恵一朗氏所蔵)

勝俣藤雄七歳祝の覚(明治42年) (勝俣恵一朗氏所蔵)

勝俣藤雄祝言祝の覚(大正15年) (勝俣恵一朗氏所蔵)

(図6)

日露交戦 静岡県武鑑 上 (明治41年)

歩兵第34聯隊歴史 (大正3年)

忠靈録 (昭和35年)

(図7)

深良村沿革誌(大正5年) (裾野市役所深良支所所蔵)

町村制実施準備取調書類(明治21年) (裾野市役所富岡支所所蔵)

元小泉村分離書類(明治22年) (裾野市役所所蔵)

(図8)

村会決議書 泉村役場(明治28年～大正2年) (裾野市役所所蔵)

統計図版出典資料一覽

(図 1)

- 物産取調書 駿東郡石脇村(明治 8 年) (大庭和彦氏所蔵)
物産取調書 駿東郡佐野村(明治 8 年) (古谷善和氏所蔵)

(図 2)

- 戸数税及營業稅徵収簿(明治 16 年) (御宿区所蔵)
營業稅雜種稅甲乙合算等級課額決議書(明治 23・24 年) (裾野市役所所蔵)
營業稅雜種稅合算等級課額決議書(明治 27 年～29 年) (裾野市役所所蔵)
營業稅雜種稅合算等級決議書(明治 30 年) (裾野市役所所蔵)
県稅營業稅雜種稅等級課額決議書(明治 31 年) (裾野市役所所蔵)
營業稅雜種稅合算等級課額ヲ定ムル件(明治 32～34 年) (裾野市役所所蔵)
營業稅雜種稅合算等級課額報告書(明治 36 年) (裾野市役所所蔵)
県稅營業稅雜種稅合算等級課額決議書(明治 37 年) (裾野市役所所蔵)
県稅營業稅雜種稅合算等級課額(明治 39～41・43 年) (裾野市役所所蔵)
營業稅雜種稅合算等級課額(明治 44 年) (裾野市役所所蔵)
静岡県駿東郡富岡村歳入出營業稅(大正 2 年) (裾野市役所所蔵)
營業稅雜種稅合算等級課額(大正 3～5 年) (裾野市役所所蔵)
県稅營業稅雜種稅合算等級課額(大正 6 年) (裾野市役所所蔵)

(図 3)

- 就学不就学取調書(明治 8 年) (湯山芳健氏所蔵)
(今里村・御宿村・平松新田・葛山村・公文名村・上ヶ田村・千福村)
(定輪寺村・大畑村・水窪村・久根村・金沢村・麦塚村・石脇村)
(二ッ屋新田・下和田村・伊豆島田村・深良村・須山村・佐野村)

(図 4)

- 沿革誌(明治 10 年～大正 4 年) (裾野市立富岡第一小学校所蔵)
沿革誌(明治 10 年～大正 4 年) (裾野市立深良小学校所蔵)
就学不就学取調書(明治 8 年) (湯山芳健氏所蔵)
(御宿村・葛山村・上ヶ田村・千福村・定輪寺村・大畑村・金沢村・深良村)

解 説

一 はじめに

ここでは、本書『裾野市史 資料編近現代Ⅰ』の基本的な編集方針について解説しておきたい。この資料集は『資料編近現代』全二巻の一冊として、ほぼ対象を明治維新から第一次大戦までの時期に限定している。それは一九二〇年代という時代が地域社会の再編成の時代であり、ひとびとの実感のレベルにおいても「明治」という時代とはちがう暮らしのスタイルが産みだされた時代だからである。言い換えれば、明治維新にはじまる日本社会の「近代化」が草の根の民衆生活の底まで浸透し、政治・経済・社会・教育・文化などあらゆる領域で、旧来の村落社会の枠組が変質していく画期だからである。逆にいえば、この『資料編近現代Ⅰ』は、その画期以前の世界をひとつのまとまりとして捉えることを目標にしている。それは一言でいえば「明治」という時代の諸相を総体として捉えることであり、また「明治」という時代の特徴が、この小さな地域社会とひとびとの中にいかに貫かれているかを、できるだけ多角的に検証しようという試みといふべきだろう。なお、一九二〇年代から十五年戦争期、そして敗戦と占領をへて「高度経済成長」にいたる歴史は『資料編近現代Ⅱ』として刊行される。

近現代担当の委員の活発な討論の積み重ねに基づいて、ほぼ編集方針Ⅱ「目次・構成案」が作成されたのは、一九九一年の六月であった。それによれば、全編を「近代化への道」（一八七二〜八一年）、「地域社会の再編成」（一八八二

（九五五年）、「帝国日本と地域村落」（一八九五〜一九一四年）の三期に区分し、それぞれの項目の資料をほぼ年代別に収録することにした。ただし、「在村の神道」、「自由民権運動」、「明治の家」については、主題のまとまりを尊重し、前記の時期区分を越えて、多角的に資料を選定し、いわば特設テーマ（トピックス）として、その独立性を明確にした。さらに重要なのは項目選定にあたって、旧来の市町村史によくある「政治Ⅱ行政、経済、社会、教育、文化、生活」などという区分を再検討し、新たな民衆史的視点で組み替える必要が確認されたことである。それは次の三点にまとめることができる。

第一は「暮らしの視点」の重視である。これは従来ほんの付けたりのような形で添えられていた「生活」領域の諸問題をほぼ全面的に復権させることを意味する。具体的には各章の冒頭に「暮らしの風景」というタイトルの節を立て、同時代特有のイメージ構成をはかること（詳しくは「暮らしの風景」の解説を参照）。そして旧来の区分を継承している項目についても、できるだけ「暮らしの視点」で資料を選択していくこと。その結果、この資料集ではたとえば「経済」についても、いわゆる企業・銀行・産業関係の資料とともに「ひとびとの仕事」の実態と、いわば村の社会的分業の仕組みに関する資料など「暮らしのなかの経済」を表現する資料が意識的に強く採用されている。また「教育」についても、いわゆる「制度としての学校教育」に限定せず、ひとびとの日常生活における教育問題として、社会教育・家庭教育ばかりでなく、教育への関心や意識にまで視線がひろがっている。また「入会」や「在村の神道」（トピックスⅠ）でもこの視点が意識されているはずである。さらに「明治の家」（トピックスⅢ）は近代史と民俗学との接点の問題であると同時に、「暮らし」の具体的ありかたを典型的に表示するものとしてまとめてある。さらにたとえば「明治天皇大葬」問題の資料に見られるように、天皇（制）についても単なる政治制度の問題ではなく、同時代のひと

びとの精神の底にとどく深さをもつものであり、それを考えるためには日々の日常生活から天皇(制)を見直してみなければならぬだろう。これは言い換えれば、民衆の身近な世界からいわば同心円状に拡大していくというイメージに近く、逆にいえば民衆の暮らしの視点によって「政治」「経済」「教育」などをあらためて批判的に検証する手がかりを提供するのではないかと考えている。

第二はある意味で当然のことだが、対象として裾野市域の特徴をくっきりと浮彫りにするような主題を選択すること。この時期の裾野市域は、経済的には米作を中心とした自給経済的要素が強く、同時に養蚕・竹製品・茶などの地域特産品生産と「入会山」とがその暮らしを支えていたと推測される。またこの地域は、特に明治初年においては、いわゆる「豪農」層を中心とした教育・宗教・文化面での生きいきとした活動がみられた地域であった。そしてそうした精神的基盤のうえに、この地域固有の「自由民権運動」も展開されていったのである。その意味で裾野市域の特質を表現する問題については、そこに重点をかけて資料を選択することにした。特に比較的資料的に豊富な「入会」関係の資料は、スペースの関係で十分に採録できないという事情もあったが、それぞれの時代を象徴する重要な問題(特に入会をめぐる係争など)については、問題の内部に踏みこんだ資料の選択が行われている。また「自由民権運動」についてはいわばこの時代における最も重要な政治思想のトピックス(Ⅱ)として、通常の時期区分を超えてできるだけ多角的に資料を収録することにした。これはここだけで一つのまとまりある独立の領域として読んでいただけではないかと思う。

第三には「村と戦争」の視点である。これは近現代日本の歴史が戦争の歴史であり、民衆にとっても戦争はその生活にはかりしれぬ影響を与えてきたという理由によるばかりではない。この裾野という地域にはいわゆる「東富士演習

説場」があり、明治末年以来、十五年戦争期をへて戦後のアメリカ占領軍そして「自衛隊」の使用による現在まで、ひとびとの暮らしと密接な関連をもってきたからである。それ故、この資料集では明治以来現在までの〈村と戦争〉の関係をできるだけ多角的に把握するため、近現代全体を貫く主題として設定することにした。この『資料編近現代Ⅰ』

では、西南戦争・日清戦争・日露戦争が直接の対象であり、資料の関係から日露戦争を中心にひとびとと戦争の関わり方を考えることにした。そこでは兵士としての召集・出征からはじまり、戦死・村葬に円環するプロセスを軸におき、他方で国家や地域による銃後農村対策(出征兵士家族救護など)と民衆の側での「戦時協力」のさまざまな実態が記録されている資料が選択されている。またそうしたプロセスを生きた一人ひとりの民衆の内面の記録として「軍事郵便」などの資料を重視した。

こうした基本方針によって選択された資料一点ずつの特徴については、以下の項目別の解説にゆずるが、あわせてこの資料集が市民の方々に活用されていくための助けとして、カラー写真による口絵を充実し、また統計図版を収録したことを記しておきたい。口絵は多くの方々の努力で一六頁にまで拡大・充実することができ、村の絵図・学校教科書・軍事郵便など興味をもって御覧いただけると思う。また統計図版は、統計数字の羅列ではなく、その統計の意味をヴィジュアルに図版化し、ひとめでその意味を解説することができるための方法的実験として、この資料集では八点を収録した。

(安田常雄)

二 裾野市域の村々

(一) 行政資料の採録

各章の第六節(1)に行政にかかわる資料を収めた。第一章の資料142～153は明治前半期、第二章の資料341～354は町村制施行前後、第三章の資料547～567は日清・日露戦争後のものである。

村行政が住民の暮らしに大きくかわることは言うまでもない。しかし、より地域住民の暮らしに即した形で資料編を構成しようとの方針から、行政という枠組での収録および行政文書の採録は最小限にとどめた。行政の側から人々の暮らしを見るのではなく、暮らしのなかから人々の歴史を浮かび上がらせようとの意図による。

したがって、これまでの市町村史の多くが行政という枠組みでとらえてきた諸資料は、人々の暮らしの諸相のなかに組みかえられ構成されているはずである。そうしてこの第六節(1)は、おもに近世の村としての旧村(町村制施行以降の大字)と近代の地方行政の末端組織としての行政村との間に生じる諸問題を中心に構成されている。多くの場合、旧村以来の「伝統的習俗」と近代行政との確執として発現する旧村と行政村との関係は、しかし、それだけにとどまらず、人々の身近な「近代」と国家の「近代」との軋轢を示しているように思われる。

(二) 行政区画の変遷

戦前の裾野市域には、小泉・泉・深良・富岡・須山の五つの行政村があった。現在の西地区・東地区・深良地区・

富岡地区・須山地区がこれに対応している。これらは一八八九(明治二二)年四月の町村制施行前後に創出された。現在の大字にあたる須山・下和田・今里・金沢・葛山・上ヶ田・御宿・千福・大畑・定輪寺(現在は桃園)・富沢・石脇・佐野・伊豆島田・水窪・二ツ屋新田・久根・公文名・稲荷・茶畑・麦塚・平松新田・深良・岩波は、旧村である。これら二四の旧村が五つの行政村になるまでの行政区画の変遷を示したのが次頁の図である。また統計図版7には、各旧村の田・畑・宅地・山林ほかの面積と戸数・人口を示した。各旧村の特徴の一端を見てとることができよう。

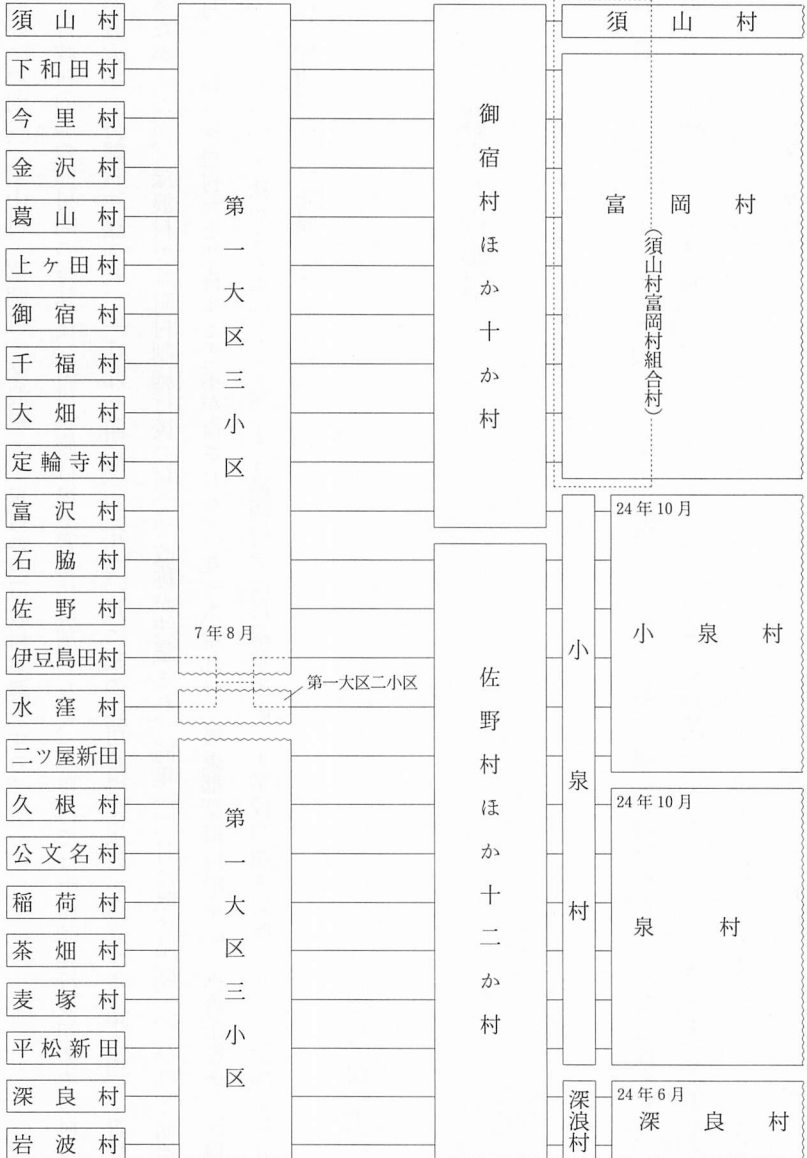
一八七一(明治四)年の戸籍法による戸籍区の設定に起源をもつ大区小区制は、旧村の制度的な位置づけを否定するものであった。裾野市域の村々は、水窪村を除き、第一大区三小区となる。水窪村は、現在の長泉町域の一〇か村・清水町域の一二か村とともに第一大区二小区を構成する。この水窪村が大区小区制の時期に小区の異なる伊豆島田村と一時合併していた(144)ことは、大区小区制下の旧村の位置を考える上で興味深い。一八七八(明治一二)年七月、郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則からなるいわゆる三新法が出され、大区小区制を廃し、行政区画としての郡町村が復活する(町村会法は少し遅れて一八八〇年に定められる)。一八八四(明治一七)年には戸長の公選を廃し、官選戸長による戸長役場管轄区域が設けられる。このように明治前半期の地方制度はめまぐるしく変遷する。

一八八八(明治二二)年四月公布、翌年四月一日施行の市制町村制は、一八九〇(明治二三)年公布の郡制・府県制とともに、近代的な地方制度の第一歩を踏み出すものであった。しかし当時の町村は町村制の実施に堪えうるものではなく、実態を制度に合わせるべく、大規模かつ強行的な町村合併がなされた。この時全国七万余の町村は、一挙に約五分の一に減じた。この町村合併への対応を示すものとして、御宿村ほか一〇か村の資料をあげた(341〜343)。地勢・民情・風俗の点からみて、旧村間の結合のありようにはさまざまな可能性があったが、「有力の町村」を造成するとい

2 裾野市域の村々

明治期の行政区画の変遷

明治5年10月 11年7月 17年7月 22年4月 32年7月
 ←大区小区制→ ←郡区町村編制法→ ←官選戸長制→ ←町村制→



説 う「一大原則」の前に、須山村・富岡村・深浪村・小泉村の四行政村が誕生する。

解

しかし、行政村内部の旧村間の確執は、町村制施行後も容易に解消しない。小泉村では町村制施行後初めての村会で茶畑ほか五大字の分離が決議され、一八九一（明治二四）年一〇月に県の認可を得て泉村が分立する（344～351）。資料は採録できなかったが、深浪村でも町村制施行後の村会で改称が決議され、同年一二月に県に請願、一八九一（明治二四）年六月一日「深良村」と改称する告示がなされた（一九一六年九月「駿東郡深良村沿革誌」裾野市役所 深良支所所蔵）。ともに県下で初めての事例である。また富岡村では日露戦争後、小学校問題を契機に北部と南部が対立し、ついに分村問題にまで発展する（560～562）。

（湯川 郁子）

三 暮らしの風景

（一）暮らしの意味のモニター

ここでは「暮らしの風景」第一章第一節、第二章第一節、第三章第一節と題する項目がどのような内容を持ち、それがどのような意図によって構成されているかについて、その要点を解説していききたい。この資料集を読まれる方々は、そこに通常、政治・経済・社会などの項目からはみだした雑多な「生活事実」の集積を読まれるかもしれない。しかし、この資料集の構成の意図はそこにはなく（例外的にどの項目にも収録し難い資料も含まれているが）、全

体の意図は明治という時代における裾野地域のイメージをできるだけ生きいきと伝えたいというところにある。言い換えれば、日本近代の生誕期における一つの無名の地域社会の象徴的イメージの形象化というべきかも知れない。それは特に全国的に著名な人物や事件があるかに関わりなく、そこに庶民とよばれる人々が暮らしているかぎり存立する生活世界の実相を基礎にしている。その意味で、それは暮らしの意味の再構成(モンタージュ)というべきであろう。その視点を基礎に、暮らしの断片のかたどる意味がもうひとつの歴史の意味として浮かびあがり、いま生きて暮らしている一人ひとりの市民の現実接続する。そこにもうひとつの地域史の未来を考えたいと思っている。

(二) 裾野という地域イメージ

あらためていうまでもなく、駿東裾野地域の典型的イメージは「深良用水」と「佐野の滝」に定型化されている。「深良用水」については『裾野市史』第六巻、資料編「深良用水」、一九九一年、参照)。「佐野の滝」は黄瀬川が富士溶岩の断崖にかかるとところにできた五つの滝(雪解・富士見・月見・鉾子・狭衣と名付けられ、五龍の滝と通称)であり、特に明治初年から駿東地方の名勝として多くの人々に親しまれてきている。「雌雄瀑布景」(2)は、この滝を紹介した最も初期の資料であり、文体・スタイルなどにもこの時代の雰囲気窺うことができる。またこの滝は一八九〇年、湯山柳雄によって五龍館ホテルが作られた頃から、一層にぎわいを増し、東京の政府高官・外国人宣教師・キリスト教徒一行、韓国の「志士」など多方面の「遊客」が訪れることになった(170、171、369)。なかでも一八八九明治二〇年に滝を訪れた、東大医学部のお雇い教師、エルウィン・ベルツがその衛生を保証したという新聞記事が興味深い(175)。またすでに述べた「五龍館」には、数多くの「旅客名簿」が残っているが、ここでは極く一例として

説 「有栖川宮一行」の記録(一八九二年)と後の著名なリベラリスト、河合栄治郎(当時二六歳)の宿泊記録(一九一六年)

のみを収録しておきたい(178)。

解

裾野地域にはもうひとつ「富士登山口」という顔がある。特に「須山口」は江戸時代以来、富士登山客でにぎわった所であり、明治期にも「須山口案内」として新聞も報じ(375)、登山に関わる道案内、荷担ぎ、乗馬で暮らしをたてる合力の姿も見られたのである(376)。またこの地域にも「行旅人死亡」の資料が数多く残されており(ここでは明治初年の一点のみ収録する。資料5)、名勝にひかれて華やかに裾野を訪れる人々とは対照的に、旅の途中、見知らぬ国でひっそりと死んでいった人々の姿を影のように感ずることができよう。資料381からは、旅先で行き倒れて死んだとき、どのような事務手続が必要とされ、どれほどの費用が実費としてかかるのか(これはおそらく家族に請求されることになる)をうかがうことができる。そこに事務の中断なき処理と費用計算の徹底という近代の合理を読むべきかもしれない。

(三) 事件のもつ意味

民衆史として歴史を構成しようとするとき、事件はその不可欠の資料である。高名な政治家などは多くの文献資料によってその足跡が残されるのに対して、民衆の歴史は極く少数の例外を除いては記録として歴史に記憶されることはない。しかし、民衆の生活や思想は時として事件という形をとって歴史の表面に浮上することがある。その意味で事件は、時代の深層にある民衆の生きかたに根をもっており、時代の深い気流を表現している。

しかし、他方で事件は犯罪の記録として残される場合も多く、ある特定の地域の犯罪の記録をそのまま公表するこ

とは、しばしば当事者・関係者の人権をそこなう可能性を含んでいるのである。裾野地域においても例外ではない。その意味で本資料集においても、残念ながら多くの興味深い犯罪の記録を断念せざるをえなかったことをお断りしておきたい。

ただ収録できなかった資料の一端を記すとすれば、例えば一八八〇(明治一三)年におきた二つの事件。一つは養育費五円をめあてに幼児を引取り、その子どもを殺害して罪に問われた女性の事件であり、もうひとつは、裾野のある若き資産家の突然の死に、三島の娼妓が心を痛め、寺をおとづれて回向し、墓前で泣きふしたという人々の共感を呼んだ事件である。前者は私達にほとんどまっすぐに戦後直後の「寿産院事件」(一九四八年一月一五日、養育費などをめあてに、生後もない乳児一〇三人を殺害していた寿産院の夫婦が逮捕された事件)を連想させる。ここでは人間の直接のつながりが金銭に換算してとらえられており、庶民レベルの金銭感覚の世界にも冷酷な合理的打算の波がやってきたことを象徴的に表現している。また後者に表現された情宜厚き娼妓の心意気というべきものは、金銭や身分などを超える庶民の心性のもうひとつの一面として、メダルの裏表のように、なお深く同時代の人々の中に存在した人間のつながりの表現なのである。その意味では、深い情感と冷酷な打算を底流にともに抱えたまま庶民の近代も出発するというべきかもしれない。さらに一八八六(明治一九)年に裾野でおきた、下級官吏の男と料理屋の女との心中事件の記録が残っている。この資料は一言でいえば、七五調の江戸戯作者風文体で心中の顛末を美化して描写し、「娯楽化」して「楽しみ」、通俗的な「成仏」祈願と自己の保守的正統化へと帰結する構造をもっている点で、この時代の庶民的心性のもう一つの表現となっているのである。またこの時代、どこの地方でもしばしば見られた養子縁組によって徴兵を忌避しようとする切実な記録の多くも、残念ながら上記の人権上の配慮によって収録を見合わせた。

その結果、この資料集では、事件としては盗難被害事件二件(資料3は着物と金、資料14は食物のみ盗まれた記録)、及び一八八四年と一九〇六年の二つの「暴風雨」被害の記録(163、372)に限定して収録することになった。

(四) 暮らしにみる伝統と近代の相克

明治という時代の「暮らしの風景」の主調音とでもいうべきキー・コンセプトは、近代化による暮らしのシステムの上からの導入と、それに対し異和感をもちつつ、次第に同調を強いられて行く伝統的な暮らしの変容と特徴づけることができよう。それは近代の制度的整備が民衆の暮らしを解放していくとともに、何か大切な暮らしの要素を切り捨てていったことを意味している。

(1) 制度としての暮らし

裾野地域における暮らしの制度化は、まず郵便局の設置ではじまる(1)。ここでは、一八七四(明治七年)九月の郵便取扱所の設置をへて、一九一六(大正五年)年の電話通話・電信事務の開始までの沿革史の概略をかかげた。つづいて消防の設置(15、18)。この点に関してても制度的沿革の概略にかかわる資料しか残されていない。資料としての分量も多く、また民衆の日常生活にとっても大きな影響力をもったのは、「衛生制度」の整備であった。日本では特に明治の初年から、伝染病対策がいわば「水際作戦」として展開され、多大な成功をおさめたとされているが、裾野地域でも、かなり早い時期から様々な伝染病の流行があり、その予防と対策に努力していることをうかがうことができる。種痘(一八七七年、資料9)、天然痘(一八九七年、資料388)、赤痢(同年、この年葛山で一〇名発病。資料389)、狂犬病(同年、この資料によれば、「無主ノ犬ハ総テ撲殺セシム」と記されている。資料390)。ペスト(一九〇五年、この時ね

ずみは一匹二銭で買い上げると言われていた。資料397)。しかしこの時期において最も重大な問題は、重度なるコレラの流行であった。ここでは、その最もはげしい流行をみせた一八七九(明治二二)年の資料を中心に収録した。それによると、コレラに対し、民衆は予防祈願の花火を打ち上げたりする他にほとんどなすすべもなかった(10)。また極限的な事例として、一八九〇(明治二三)年の流行の時、米三合、糯米三合、黒豆三合をついて餅にし、家中で食べる とコレラを防ぐと信じられ、三島・沼津ではついに黒豆が品切になったという記録もある(174)。民衆の住むこうした 伝統的世界に対し、地域の行政・衛生担当者たちの合理的努力のもっとも代表的な資料として「虎列刺病予防日記な らびに諸用帳」(11)がある。この資料は、一八七九(明治一二)年のコレラ流行時における最も詳細なドキュメントであ り、そこには各村毎のコレラ患者の調査や村行政当局者の予防対策を軸に、一日毎の臨場感あふれる記録となっ ている。ここでは紙数の関係で、同年八月二十六日、二十七日、三〇日、三十一日の四日分の日誌のみを収録した。例えば、 この資料にある「予防規則」によれば、予防薬の散布などとともに、乞食、芸人などの村への立入禁止を決め、すべ て流入する食物は村境で厳重にチェックする対策がとられているのである。また伝染病に関しては、伝染病隔離舎の 設置が村会で決議されたが、費用が足りず、県税からの補助を望むという動き(395)もあった。

さらに衛生制度の整備に関しては、一八八一(明治一四)年に「連合六ヶ村(上ヶ田、金沢、今里、下和田、葛山、千 福(病院)の設立か「駿東病院第二出張所」の設立かをめぐって問題化したようであるが、この問題についての経緯 や実態についてはほとんどわからない。ここでは関連する三点(19、20、168)の資料のみを収録し、具体的な実態の解 明は今後の課題としたい。明治三〇年代においても、近代的な病院の設立はまだまだおくれしており、東京から看護婦 をよぶと費用がかかり、また地方の慣習になじまなく結果もおもしろくないため、地方で独自に看護婦の養成をめざ

することが重要な課題となった(392、393)。村では村民が無料で診療を受けられる村医を雇い(富岡村、資料394)、同時に村ごとに「衛生組合」を作って相互に予防に心がけることなどがせいっぱいであったと思われる(「衛生組合規約」としては一八九八年の富岡村の事例を代表として収録する。資料391)。また飲料水・水道については、須山村の調査がこの時期の実態の断片を伝えている(396、398)。

(2) 民衆の生活世界の諸相

明治期の裾野の庶民生活の実相については系統的な資料がなく、断定的に記すことは難しいが、全体として決して豊かではないが、極度の貧困という記録もなく、いわば「低位」のなかの「安定」ともいうべき水準にあったのではないか。例えば、日露戦後の米価騰貴に関わる調査でも「細民ハ其ノ日稼ギラナシ蒔附等モ十分ニナサズ農家ハ勿論其他細民モ、麦ヲ食スルモノ多シ、本村ニハ全ク生活困難ニシテ如何トモ致方ナシト云フ程ノ者モ未だ見受ケズ」(須山村生活状態調査、一九一二年、資料380)といわれていた。それは主食生産としての農業、山の仕事、養蚕と竹などいづれも零細ではあるが、それが複合されて裾野の人々の暮らしはある自給的な安定度を保っていたのではないかと思われる。同時に、現金が必要な時には庶民の相互扶助的金融組織としての「無尽」「頼母子講」の伝統が、こうした民衆の暮らしを支えていたことはあらためていうまでもない(6、17、382)。

他方で民衆の生活世界は「娯楽」によってそれぞれの時代特有の彩りを添える。明治初年には、浄瑠璃(7、161)、相撲(8)、さらに音曲軍談(160)、神楽獅子舞(162)などがしばしば興行され、人々を楽しませた。また極く一部しか収録できなかったが、「村方警女泊り仕役控帳」(177)の膨大な記録から、村人の警女唄への熱いまなざしを感じとることができらるだろう。こうした「民衆娯楽」の世界に「バクチ」(176、370、383)、「密造酒」(377)、「伊勢参り」(364、365)の隆

盛などを加えれば、明治期における裾野地域の民衆の生活世界のひろがりがいきいきと見えてくるはずである。

しかし、こうした民衆の「伝統的生活」のスタイルは、近代化の進行とともに変容していく。例えば、伝統的な民衆娯楽は、明治後期には「芝居」「見せ物」「浪花節」といった「大衆芸術」にとってかわられ、また入場料も相対的に安くなり、より多くの人々の娯楽となっていた。例えば、一八八一(明治一四)年の音曲軍談は大人三銭であり、一九〇六(明治三九)年の芝居も大人三銭なのである。また明治後期から新興の民衆娯楽として人々の人気を一気に集めることになる「浪花節」は、一九二二(大正元)年で大人八銭となかなか高かったのである(384～387)。また同時に一九〇四(明治三七)年には、天理教会で「幻燈講話会」(371)が開かれ、一九〇六(明治三九)年には、深良村音楽隊の手で「活動写真、蓄音機大会」(374)も催され、時代は早くも複合的に「現代」へと歩みを進めているのである。

日本の近代化が官僚主導の上からの近代化というところに特徴をもつとすれば、裾野地域の民衆生活に映った近代の姿も、そうした「近代文明」の正義を背負った官僚の先導によって進められ、民衆は一面で抵抗を感じながら同調していくという形をとったと思われる。例えば、太陽暦の採用も町村長の指導ですすめられるが、公的な場ではとにかく、民衆の私的な日常生活にはなかなか浸透していなかったという(172、173)。また大日本帝国憲法の発布については、「臣民」必読のものとして各村に上から配付された(167)のであり、民衆にとって実感からはるかに遠いものであった。「政治」も少数の名望家以外は新聞のキャンペーン以上の意味はもたなかったのではないか(169、399～402)。「東京全市は、十一日の憲法発布をひかえてその準備のため、言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ、奉祝門、照明、行列の計画。だが、こっけいなことには、誰も憲法の内容をご存じないのだ」(明治二二年二月九日、『ベルツの日記』上、岩波文庫)という有名な言葉が、この時代の国家と民衆の関係をよく語っている。

こうした国家Ⅱ官僚の民衆生活への介入が、近代国家建設のための上からの「啓蒙」という次元を超えて、「帝国日本建設」のための「国民生活の再編成」という意味を持ちはじめるのは、日清・日露の両大戦間のころからである。例えば、一九〇二(明治三五)年に作成された「葛山に於ける悪風是止の契約書」(383)はこのことを最もよく示している資料の一つである。ここでは村会のルール(欠席しないことなど)から始まり、税金の完納を説き、大字で芸人を雇うことの禁止、伊勢参宮の「下向」を馬で迎えることの禁止など暮らしの細部にわたる指示が書き込まれている。特に伊勢参宮「下向」を馬で迎える習慣は、同時代の回想(364)に生き生きと描かれているように、この地方の人々にとってかけがえのない暮らしの「祝祭空間」の表現だったのであるが、この伝統もまず一八九七(明治三〇)年の皇太后死去の際、「慣例ヲ固守シ貴重ノ金品ヲ費シ加フルニ乗馬人車ノ裝飾ヲナシ其所為失体ニ渉ル」が故に、自肅通達の対象とされ、追って一九〇二(明治三五)年には全面的な禁止が取り決められたのである(365)。また「密造酒」も一九一〇(明治四三)年には、国家の経済を阻害し、営業者を傷つけるなどの理由で取締りの対象となっていたのである(377)。それは一言でいえば民衆の伝統的生活を国家の目的合理性にもとづいて再編成することによって、「帝国日本」をいわば「軍事大国」として確立するためであり、同時代における「近代化」という言葉が、このような二重の意味をもっていたことを示している。

(五) 明治の終焉

「帝国日本」の確立へむけた国民生活の再編成は、同時に天皇(制)の権威を草の根にまで浸透させることと同義である。ここでは一八九九(明治三二)年、「佐野の滝」を訪れた皇太子に対する「不体裁の行為」を警戒する通達(403)と、

同時代に数多く出された天皇＝皇族通過時の注意のなかから、最も定型としての代表的な資料を収録した(404、405)。なお後者は前者に加えられた三項目のみ収録した)。この時期には、たとえば帽子の着用、清韓国人の婦人の洋装は許されるなど、それなりに国際的慣行に留意した「牧歌的」な側面も残されていたが、「不体裁ノ形体」(ほかおぶり、鉢巻き、肩車)を禁止し、不潔物＝異物を隠し(悪臭を出す工場は一時停止)、精神病の人たちを徹底的に隔離するなど、天皇を「聖なるもの」に祭りあげ、民衆の素朴な天皇崇拜を体制的にすくいあげ、「帝国日本」の精神的支柱として再編成していかうとしたのである。

そしてこの国家の意図は、明治天皇の死によって一層増幅されていくことになる。ここで収録した九点の資料は、七月三〇日の明治天皇死去の「告示」(須山村)を中心に、「平愈祈願」の時点から、死後の「遥拝式」までほぼ時間の進行の順序にしたがって配列してある。すでに乃木大将の後追い自殺や、夏目漱石の『こころ』でよく知られた明治天皇の死が、この小さな地域の村でどのように展開されたのかをうかがうことができよう。さらに「大葬につき日常生活に障りなきよう配慮の通達」(41)などの資料と、つい数年前に起った、昭和天皇の病状悪化にもなう「白肅フイーバー」とを比較してみることも歴史と現代をつなぐ興味深い主題となると思われる。

(安田常雄)

四 地域経済のすがた

(一) 産業と人々の仕事

地租改正や官有林の設定をはじめ、明治新政府の打ち出す政治的、経済的諸政策は村々を直撃するのであるが、その村々で人々はもともとどのような生産を行い、どのような地域経済を構成し、どのような経済生活を送っていたであろうか。第一章第三節が採録するのはこのような問題についての資料である。

(1) 明治前期の物産と産業

資料60、62は村の産物を書き上げて県に届出たもので、明治初期の村の生産状況を知るための好資料と言えよう。御宿村の例で見れば、主な産物は米で、その約半分は貢租に、残り約半分は自家消費である。米以外にも大麦、小麦、蕎麦、粟、小豆、大豆など様々のものを生産しているが、それらは殆んど全て自家消費である。これを見る限り主産業である農業は自給自足的な色彩が濃い。一方、酒、醤油の醸造、三極、蚕種紙などに於ては、商業的農業の存在も推定されるがこれは当村における豪農の存在と関係があるのかも知れない。石脇村の書上は金額が記してある。これは生産額ではなく販売額かとも思われるが、詳細は不明である。いずれにせよ主生産物は米である。そしてそれ以外の産物を見るとその種類は甚だ多いがその生産規模は大きくないようである。商業的農業が大規模に展開していたとは考えにくい。

当地域の産業については米、麦の生産を主軸とする自給自足的色彩の濃い農村、というイメージが右の二例に拠る

限り妥当しそうである。

そして資料65に見る如く、農村といっても山あいの村々における農業生産は、用水不足や日照不足など困難な条件を抱えていた。しかし又それ故人々はそれに打ち克つべく特産品の開発に努力していた。資料59、63、64などから、その方向は養蚕、製茶、篠竹などであつたらしいことが読みとれよう。又資料69は村人にとり桑葉の確保が一仕事であつたらしいことを示している。

こうして生産物に着目する限り自給自足的な山村のイメージが強いのであるが、一方、当時の当地域の人々の職業を見ると農業以外にも実に多様なものがある。資料67は久根村の例であるが木挽職、板柵職、炭焼職など山林に関係すると思われる職人をはじめ各種の職人がおり、製造人も一人記録されている。又資料68の御宿村の例によれば、小売、卸売、旅籠屋、飲食店、質屋、小間物屋、水車、製造元など多種類の商業が記録されている。資料61は陸運業者を記録し、資料66は県外への出稼を記している。決して農民一色ではないのである。

(2) 村の仕事

右に見たように、村々には農民、農業以外に、想像以上の職人や職業が存在していたのであり、それはある程度の社会的分業が成立していて、一つの地域経済を構成していたことを推定させよう。それは更に各種営業願からも裏付けることができよう。ここでは当地域での各種営業を網羅的に示すため、各種一点ずつを採った。資料71〜93に見る如く、経済的には江戸時代とそう変わらないと思われる当時において、すでにこれだけの各種営業が営まれているのである。のみならず、資料80に添えられた履歴書、資料91の医業許可願など、当時の庶民の暮らしぶりを想像させて興味深い。

(二) 地域経済の展開

この時期(一八八二—一八九五年)の資料からは、農業を始めとする産業の振興に対する村の人々の様々の努力と、官の側からする富国強兵のための殖産興業政策とがからみ合いながら、地域経済が新しく展開していく動向を窺うことができるようである。その際、松方デフレが濃い影を落していることに注意したい。尚、この時期の資料は裾野地域のみに関するものだけでなく駿東郡全体のものが多いことをお断りしておきたい。

(1) 農業・養蚕・製茶

資料310〔自由民権運動と貧民党〕の項参照)は駿東郡全体の戸数や産業の概況を要領よくまとめている。主な物産として米、麦、養蚕、製茶を挙げ、就中養蚕を見込める産業として特筆している。資料182は地域の有力者達の農業振興の努力を紹介している。

さて資料183及び189、193は右に有望視された養蚕に関する資料である。茶繭生糸共進会が郡長臨席の下に賑々しく開かれており(189)、地域の有志の発意になる蚕業組合規約(190)も郡長から称賛され(191)、又郡の資金援助も得て養蚕伝習所が開設される(192)など、地元の養蚕にかける熱意と官の支援とが組み合っているようである。しかし資料191で、組合は作ったものの組合員の参集が少なくと郡長から指摘されているのは、松方デフレ下で繭価が暴落し農民の養蚕意欲が一時衰えたことを示しているのではなからうか。

資料181及び184、186は製茶業に関する資料である。製茶業が輸出に大きく依存していることが、横浜の茶相場を大いに気にしていることや(185)、資料181の歌から察することができよう。

(2) 企業と銀行の設立

一八七八(明治一一)年、御宿村の豪農湯山半七郎が中心となって環融社が設立された。これは長栄講と称した頼母子講を発展させたもので、資料194によれば「生産資本金貸附」を目的とした。資本金は一万円、株主には裾野地域を中心とする豪農、地主が名を連ねている。貸出は原則として地券状を抵当として取り、利子は年一割五分の割であった。資料195～197は、この環融社を御厨銀行に発展させるため、大蔵省以下の官庁に許可を求めた際の資料。かくて一八八三(明治一六)年、資料199の新聞報道の如く御厨銀行が開業する。同銀行は資料198の如く、資本金六万円、広く東郡全域の有力者を株主に組織した「物産拡張財産共通」を目的とした私立銀行であった。本店は御宿村の湯山半七郎宅に置かれ、頭取も同人であった。その業務は貸付の他、定期預り・一時預り・保護預り等を行った。その一例は資料200に示されている。

環融社から御厨銀行への発展には産業振興を企図する地域の豪農、地主層の意欲が窺われるのであるが、その時期はまた大隈(佐野)財政から松方デフレ財政への転換の時期と重なっており、インフレからデフレへの急変の中で銀行が現実的にどのように機能したかは又別の問題であり、営業のメカニズムの解明と併せ、今後の課題であろう。

又資料201は後年の回顧であるが、湯山半七郎が積信社の投資に失敗した顛末を記している。積信社は一八七七(明治一〇)年、沼津の江原素六が創立した製茶輸出会社であるが、米国への輸出に失敗して八一年末破綻が表面化したのである。この時期の企業活動の例として興味深い。

(3) 箱根山新道開削問題と東海道線

地域の産業振興を図るとすれば当然輸送の問題が浮上して来る。一般物資にしても茶や繭にしても横浜・東京方面

の市場との関係が深い。ここに箱根山新道の開削が図られる。資料203はそのための県知事宛の建言書であり、資料204は従来の沼津を経由して東京・横浜に船で送る便は、日数的にも安全上からも難点が多いことを指摘し、深良村から箱根山越で小田原に出る新道の利点を述べ、函嶺(箱根)道路の意義と経路とを要領よく描き出している。資料205、206はこれについての新聞報道。資料207は開削許可を得るための陳情の情況を示す日記である。しかしこうした努力にもかかわらず、松方デフレの直撃下、資金不足に陥り民間有志による開削は断念されるに至り(208)、官設を願うに至る(209)。

資料210、215は裾野地域の道路改善の努力を、年代を広く取って集めている。中でも資料211、213、214は佐野―須山道路を扱っている。

資料216、221は東海道線開通関連の記事である。新橋―神戸間に東海道幹線鉄道が全通するのは一八八九(明治二二年)七月であるが、当時この線は箱根山を迂回して御殿場を経由した。資料216はその沼津―御殿場―国府津間の難工事ぶりを報じている。結局この区間は一八八九(明治二二年)二月に開通し、平松新田に佐野駅が設けられた。資料217はそれに伴い鉄道馬車の計画が持ち上ったこと、資料218は当時の列車の様子などを記している。又資料220、221は佐野駅が裾野駅に改称される理由や情況を報じている。

(三) 諸産業の発展

(1) 農業生産の発展と農業諸団体の設立

日清戦争から日露戦後にかけての時期は、戦争遂行やその準備のためにも、又早熟的に欧米帝国主義列強に伍して行くためにも、明治国家は全国の市町村に対して財政的負担をはじめ諸々の要求を急激に高めてくる。そしてそのた

めの諸政策が行政ルートを通じて様々に行われ、又一方、市町村の側からも、これに対する一定の対応が出てくる。資料44～419は、その前提としての、同時期の当地の農業生産の諸側面をそれぞれ断片的ながら示す資料である。資料45、416は地主制の展開を、又資料48、419は須山での製茶の実態を、それぞれ考える手掛りとなろう。又資料421～423は当時鈴木農場と称する一大農場があったことを教えてくれる。記事によれば殆んど桃源郷であるが、その経営の実態やその後の展開は不明である。

日露戦後、明治国家は地方改良運動と呼ばれる一連の政策を打ち出し、町村をして、欧米帝国主義列強に伍すに至った日本帝国の財政的・経済的・人的要求に応じうるものに改編せしめようとする。そのために指導されたものの一つが町村是の設定である。町村の基本財産蓄積方法や耕地整理などにつき、一定の方針を各町村が定めることを要求したのであり、資料420はその一例である。資料424の負債調べ、資料426、427の耕地整理の報道、資料428の品評会の報道なども右の政策の流れを背景とするものと考えられよう。

茶・勸業関係政策については、村当局は従来から農産振興に熱心であったのであるが、この時期資料430～436まで村々は様々な方策をとっていることが窺われる。

又半官半民の諸団体が設立され、地方民の自発性を喚起しつつ、農業の改良、振興を図った。村人の生活改善・向上の願いに訴えつつ、国家の要求する担税能力向上、国富増強に応えようとしたものと考えられよう。資料437、438はその典型的な勸業会、農会の規則を示している。資料439は報徳社の資料である。報徳社は二宮金次郎を師と仰いで始められたものであり、勤儉、分度、推譲などの独自の発想にもとづいて社員からの積立金によって共同購入、共同販売、社員への貸付などを行い農村の再建をしようとするもので、地方改良運動の中で設立が奨励されたのであるが、

説 資料439はその特徴をよく示している。しかし資料440はそれが必ずしも有効でないことを正直に述べている。

(2) 養蚕・竹細工など特産品の発展

解

すでに明治中期に、製茶、養蚕、竹製品などに特産品としての育成が図られたことを見たが、この時期には、それがある程度実を結んでいるらしいことが窺われる。資料441〜446は養蚕関係、資料447〜450は竹細工関係の資料である。資料451、452は統計資料であり、当時の生産状況の一端を具体的に窺うことができる。

(3) 近代工業の芽ばえ

この時期はまた日本全体で見ればいわゆる産業革命の後段にあたる時期である。当地でも、地域の有力者が関与しつつ、諸企業の設立が図られた。資料202は製材工場、資料453は製紙業、資料455、456、458は桑皮綿会社、資料457、465は佐野原銀行、資料459は富士ガス紡績、資料460は東洋織綿会社、資料464は箱根水力電気に関する資料である。

資料454の駿東実業会組織の報道はこうした気運を背景としたものである。又資料461〜463は、そうした諸工業設立前後の景気の状態をそれぞれの側面から示しているといえよう。

(岩崎信夫)

五 地租改正と入会林野

(一) 耕宅地の地租改正

(1) 地租改正とは

地租改正は、同時期に実施された秩禄処分などとともに、封建的土地領有制を廃棄し農民の私的土地所有権を認定する土地改革であったが、同時に明治政府の財政的基礎を築いた租税改革でもあった。そのことが日本における近代の土地所有の創出に大きな影響をもたらすことになった。

一八七二(明治五)年の土地永代売買の解禁・壬申地券の発行を経て、翌一八七三年七月、明治政府は地租改正条例を定め、地租改正施行規則・地方官心得書を頒布した。地価の決定には、その地の収穫を石代換算し、種肥代・地租・村費を差し引いた残額を一定利率で資本還元する方式が多く用いられ、地租は地価の三%、村費は一%とした。石代・種肥代・利率は一律に決められることが多く、地租・村費を合わせた農民の土地課税額は収穫高の三四%に相当し、地価の決定には一筆ごとの収穫高の決定が大きな意味をもつことになった。ところが、この収穫高についても官が一方的に査定するなどして、地価額を政府見込額まで引き上げた。政府は旧貢租収入とほぼ増減のない新地租を徴収するという目標を立て、各府県の平均地価を定め、これに満たないものは認めない方針をとったのである。

このような強行的な改租事業に対し、一八七六(明治九)年には和歌山・茨城・三重などで大規模な地租改正反対一揆が起こり、政府は翌年一月地租を地価の二・五%、村費を〇・五%に軽減せざるを得なかった。裾野地域の村々ではこのような顕著な動きはみられなかったとはいえ、事業着手当初の期待が裏切られ、次第に不満が醸成されてくる様子は窺える。

本編では、耕宅地の地租改正に関係する資料を第一章第二節(1)に収録した。裾野地域の村々で実際にどのような地租改正が進められたかという観点から、地租改正関係の資料が比較的まとまって保存されている勝又重俊家の資料を

説 中心に、久根村での地租改正の進行をたどるかたちで配列してある。

(2) 久根村の地租改正

解

静岡県(駿河国)では一八七五(明治八年)に地租改正事業に着手する。改租事業は、一筆ごとの土地の区画を決定したうえで実地丈量(測量)をし、地位を詮定して地価を決定、新地券を交付するという順に進められる。実地丈量は、その後の過程と比べると順調に進んだとはいえ、久根村の場合、一八七六(明治九年)三月に着手し、当初一か月の見込みだったのが、ほぼ半年後の九月に終了し検査を願っている(21~23)。

問題となるのは、地位詮定と地価決定の段階である。静岡県では、地位等級方式が採用されている。まず各村のなかで一筆ごとの土地が反収を基準に等級づけられ、それが甲号表として提出される。次に模範区(小区規模)内に模範村を設け、模範村の等級と模範区内のその他の村々の等級とが比較される。模範村の二等の土地がある村の等級では三等に相当し、またある村の等級では一等に相当するといった具合である。その結果が乙号表としてまとめられる。こうした作業を大区規模(ほほ郡)、県(駿河国)規模と繰り返し返すことによって、県内の全ての土地が整然と等級づけられるというわけである。これを連環(聯貫あるいは連合)という。資料24、25は、模範区内の連環についての県の通達である。

久根村は第三模範区に属している。第三模範区は、当初第一大区三小区の村々、のちに二小区の水窪村が加わり現在の裾野地域の村々で構成される。模範村は佐野村である。第三模範区の連環作業は一八七七(明治一〇)年九月九日に始まる。この日、各村から惣代を選出して模範区内の地位詮定についての権限を委任し(26)、選出された惣代は三小区の役人に対して誓約書を認めている(27)。資料28に勝又弥平治の手になる「地位詮定日誌」を抜粋して掲載した。

連日のように村々を巡検し、各村の利害を調整しながら、乙号表をまとめあげている様子が窺える。一八七八(明治一二年)一月二四日、模範区内の連環の結果、既に提出してあった各村の甲号表に不都合が生じたため、甲号表返戻の願が提出されている(29)。このころ第三模範区の地位詮定が終了したと推測される。資料30は第三模範区の乙号表である。年月日不詳なので提出したものの控であるという確証はないが、「日誌」の記述との対応からかなり終盤近くのものと思われる。

一八七八(明治一二年)一月に梶は当初の方針を変更し、駿河一国の連環を中止し各郡単位の連環にとどめることにした。郡規模の地位詮定は同年暮には終了し、梶は各郡の平均収穫反米を提示している。しかし、梶の示した平均収穫反米は地租改正事務局によって破棄される。そこで翌一八七九(明治一二年)三月一一・一二日の両日にわたって、大迫貞清県令は各区の改租事務担当者呼び出し、この間の事情を説明して改めて小区限りで実地調査を行ったうえで収穫・地価を決定する旨の演達を行なった。その際示された「検査施行ニ付人民心得書」には、連環は小区(模範区)単位にとどまり小区ごとの収穫量を官庁から指示するが、これに対する苦情はいっさい受けつけないこと、その収穫量を各村・各耕地に配当するのは区吏員以下の責任であって官は関係しないことなどが述べられている。資料31に、右の人民心得書に対する駿東郡地主惣代の質問書とそれに対する梶の回答を示した。

同年四月一四日、人民心得書に書かれている模範組合担当者として水口傳平・湯山半七郎・勝又弥平治・土屋佐久太の四名が選ばれ、委任状が各村地主から出される(33)。二四日には上記四名はじめ二六名の駿東郡地主惣代人から右の「演達書」・「人民心得書」などに対する請書が提出される(34)。

この年三月に郡区町村編制法が施行されて大区小区制が廃止されたこともあって、梶は旧小区を二分あるいは三分

して駿河国を九二の模範組合に分け、模範組合担当人を定めて、組合内の地位を再評価させ、模範組合内地位連環表を提出させることにした。駿河国・郡単位での連環はおろか、旧小区単位での連環も実現しなかったのである。裾野地域の二四か村は四月の時点では第三番模範組合であったが、その後、第三番模範甲組合(水窪村・伊豆島田村)・乙組合(平松新田・二ツ屋新田)・丙組合(茶畑村・麦塚村)・丁組合(公文名村・稲荷村・佐野村・石脇村・久根村)・戊組合(岩波村・深良村)・己組合(富沢村・定輪寺村・大畑村)・辛組合(須山村・下和田村)・庚組合(今里村・金沢村・葛山村・上ヶ田村・御宿村・千福村)に「分裂」し、それぞれの組合内の連環にとどまることになったようである。

一月二五日になって、久根村はじめ第三番模範丁組合の五か村は田・畑・宅地について反収・地価を書き上げ、実地踏査のうえ「垂示額」を受諾した場合、この反米麦金に「割請」ることを約定している(35)。この頃には組合内の連環が終わったのだろう。一二月末には県が丁組合に対し田畑の収穫高・地価を提示している(36)。資料37は田についての請書である。丁組合ではこれを各村に配分する(38)。垂示額と丁組合が仮定した額との差は二〇九石余、その半分は約定石高に一石につき六升三勺五合の割で、あとの半分は面積に一反につき八升三勺の割で増額することに決め、各村についてその割当を書き上げている。二月二八日には田・畑・宅地について収穫表ないし地価表が調整されて提出されている(39)。これがさらに村内の一筆一筆に配分されるのである。

改租事業の実際の過程では近世以来の村が実質的には大きな役割をはたした。資料40は久根村で明治九年から二二年までの間に地租改正に要した費用の取調である。資料41は、明治九年度に遡って新租額で上納したいという丁組合の嘆願書であるが、当初の期待感に反して地価垂示額が予想外に高く、それもやむを得ないと受諾したこと、また改

租費用が膨大でそれがために負債がかさんでいる現状が語られている。ここでは、明治九年から一二年第五期までの旧租上納額と同第六期までの新租額とが対比され、新旧租額の厳密な比較はできないが、それでも五村合計で六五〇円の過納となっており、丁組合の村々にとっては地租改正により租税が若干軽減されたことがわかる。

各村で垂示額に対する請書が提出されたのちは、一筆ごとの土地に地価が配分されることになるが、その過程ではなおさまざまな問題が生じたようである。その一端を示すものとして資料42、43を採録した。

(二) 山林原野の官民有区分

(1) 入会林野関係資料の採録

裾野市域の人々は、東の箱根山、西の愛鷹山、その北方にそびえる富士山に、古くから生産・生活の少なからざる部分を依存してきた。ここに広がる広大な入会地に、地域の村々はあるいは単独であるいは数か村もしくは数一〇か村で入会し、田畑の肥草・牛馬の飼料・日用の薪炭・屋根葺きの茅や用材に利用してきたのである。

入会林野に関する資料は、第一章第二節(2)、第二章・第三章のそれぞれ第三節に収録した。第一章は官民有区分の時期のものを中心に年代順に、第二・三章はその後の入会地をめぐる諸問題について、愛鷹山・須山一三戸共有地、大野原、茶畑山・江ノ浦山、その他に分け、それぞれ年代順に配列した。

(2) 山林原野の地租改正

山林原野の地租改正は、耕宅地改租とほぼ同様の手順で進められるが、林野改租は耕宅地改租が終盤に近づく頃、静岡県(駿河国)の場合、一八七八(明治一一)年頃に着手され、一八八一年六月二四日「駿河国山林原野地租改正報告

山林原野は、資料に「反別不知」などの字句が見られるように、幕藩体制下では測量などなされたことがなかった。それが地租改正により、きわめて大まかではあれ測量がなされて地図が作成され、その大部分が無税地であった林野に私有と認定された場合には地租が課された。その意味で地租改正が林野に及ぼした改革の作用は小さいものではなかった。しかし、林野の地租額は実際には微々たるものに過ぎず、林野改租の意義は、現実的な税収の確保というよりは、むしろその所有名義の確定——官民有区分——にあったといえる。

地租改正の前段階である壬申地券交付の際、個人所有が明確な林野には私有地として地券が与えられたが、天領・藩領・寺社領などの林野は官林とされ、入会林野・村持山などには「公有地」地券が渡された。この「公有地」は官林同様、当時の山林政策の基調であった払下げの対象地となり、「公有地」地券の授与は村の所有を保証するものではなかった。

一八七四(明治七年)一月に地所名称区別が改正され、「公有地」制度を廃して官有地と民有地の区分をはっきりさせることになった。一八七六年末からは、入会地であっても確実な証拠書類のないものは官有地に編入されることになる。「公有地」とされていた入会地の多くは「確証」がないため、官有地に編入されることになった。

(3) 裾野市域の入会林野

愛鷹山には古くから山麓の数一〇か村が入会利用していたが、一七九七(寛政九年)、幕府は、地元の反対を押し切って「愛鷹牧」と呼ばれる馬の牧場を設置した。愛鷹牧は、一八七五(明治八年)まで八〇年近く続く。愛鷹山の入会地のうち、大畑・千福・佐野三か村入会地は官民有区分により一八八二(明治一五年)年に民有地に編入された(56)が、

それ以外の六〇五一町歩余におよぶ広大な林野は、幕府の牧場であったという理由で、一八七四(明治七年)二月に官林に編入、さらに翌一八七五年一〇月には一等官林に指定される。

東富士の入会地は、富士山の中腹から裾野一円に広がり、総面積一万数千町歩にわたる。大野原・印野山・西沢山・西野西沢山・須走山の五つの入会団地に大きく分けられる。このうち裾野地域の村々に特に関係が深いのが大野原入会地である(次頁の一覽参照)。ここは、古くは須山村ほか五二か村の「数村持ち」の地であって、須山村地先・今里村地先・下和田村地先・御宿村地先(以上、現在裾野市域)および神山村地先・駒門新田地先・神場村地先(以上、現在御殿場市域)から成るが、官民有区分でいずれも官有地に編入される。

箱根山の入会地は、茶畑村が所有し麦塚・平松新田・久根・公文名の四か村が入会する茶畑山、久根・公文名両村が所有・入会する江ノ浦山、深良村が所有・入会する深良山に分けられる。いずれも一八八〇年から八二年にかけての官民有区分で民有地に編入されるが、資料としては茶畑山(およそ二二〇〇町歩)の官民有区分願を採録した(55)。

久根・公文名両村は、官民有区分に先立つ一八八〇(明治一三年)二月、江ノ浦山入会地(六四町歩余)を東西に分割し、東江ノ浦を公文名村持ち・久根村入会、西江ノ浦を久根村持ち・公文名村入会と定めて、村境を設定した。しかし従来通り相互に入会し、また地租・地方税も全額折半とした(54)。公文名村には同年四月一日、久根村には七月二四日、ともに官有地編入の指令が出される。一〇月これを不満として二度目の願がそれぞれの村から提出されるが、林・山林については民有が認められたものの、芝地については官有地編入は動かない。一二月、両村連名で三度目の願が提出され、一八八二(明治一五年)年一〇月ようやく芝地についても民有が認められ、全域が民有地となった。

深良山は「従来深良人民ニ於テ自由進退保管」してきたもので、官民有区分により一八八〇(明治一三年)五月一三

大野原入会地関係村一覧

須山村地先 芝地 942.6221 町歩

野元：須山村

入会：御宿村 上ヶ田村 金沢村 葛山村 千福村 岩波村 石脇村 佐野村
二ツ屋新田 深良村 久根村 公文名村 茶畑村 稲荷村 平松新田 麦塚
村 伊豆島田村 水窪村 上土狩村 中土狩村 下土狩村 駒門新田 竈新
田 中山村 中清水村 大坂村 萩蕪村 沼田村 二子村 印野村 下和田
村 今里村 永塚村 中畑村 板妻村 川島田村 杉名沢村 茱萸沢村 神
場村 保土沢新田 川柳新田 西田中村 新橋村 御殿場村 深沢村 萩原
村 二枚橋村 北久原村 東田中村 東山新田 神山村 以上 51 か村

神山村地先 芝地 203.1204 町歩

野元：神山村

入会：駒門新田 御宿村 上ヶ田村 金沢村 葛山村 千福村 岩波村 石脇村
佐野村 二ツ屋新田 今里村 深良村 久根村 公文名村 稲荷村 下土狩
村 麦塚村 平松新田 伊豆島田村 上土狩村 中土狩村 以上 21 か村

今里村地先 秣場 194.2011 町歩

野元：今里村

入会：御宿村 上ヶ田村 葛山村 千福村 岩波村 石脇村 佐野村 二ツ屋新
田 水窪村 駒門新田 金沢村 深良村 久根村 公文名村 稲荷村 下土
狩村 麦塚村 竈新田 平松新田 伊豆島田村 上土狩村 沼田村 中土狩
村 神山村 中清水村 二子村 中山村 大坂村 萩蕪村 以上 29 か村

下和田村地先 芝地 102.3723 町歩

野元：下和田村

入会：御宿村 上ヶ田村 金沢村 葛山村 千福村 岩波村 石脇村 佐野村
二ツ屋新田 沼田村 萩蕪村 水窪村 深良村 久根村 公文名村 稲荷村
茶畑村 麦塚村 平松新田 伊豆島田村 上土狩村 中土狩村 下土狩村
中清水村 中山村 大坂村 二子村 以上 27 か村

御宿村地先 秣場 22.5128 町歩

野元：御宿村

入会：上ヶ田村 金沢村 葛山村 千福村 岩波村 石脇村 佐野村 二ツ屋新
田 深良村 久根村 公文名村 稲荷村 下土狩村 平松新田 麦塚村 伊
豆島田村 水窪村 上土狩村 中土狩村 神山村 以上 20 か村

5 地租改正と入会林野

駒門新田地先 芝地 276.2525 町歩

野元：駒門新田

入会：新橋村 二枚橋村 東田中村 深沢村 東山新田 萩原村 御殿場村 北久原村 西田中村 茱萸沢村 川島田村 杉名沢村 神場村 板妻村 中土狩村 保土沢新田 大坂村 中山村 二子村 沼田村 萩蕪村 竈新田 中清水村 須山村 下和田村 今里村 金沢村 上ヶ田村 葛山村 御宿村 千福村 石脇村 佐野村 二ツ屋新田 岩波村 深良村 久根村 平松新田 公文名村 稲荷村 下土狩村 麦塚村 伊豆島田村 水窪村 上土狩村 神山村 以上 46 か村

神場村地先 芝地 173.2807 町歩

野元：神場村

入会：新橋村 川島田村 茱萸沢村 保土沢新田 杉名沢村 西田中村 二枚橋村 御殿場村 萩原村 北久原村 竈新田 沼田村 以上 12 か村

註) 大野原入会地の民有引戻願(58)から作成。1883(明治16)年11月現在。裾野市域の村々には下線を付した。反別の末位2桁は歩を示す。なお、*印の茶畑村は資料228によれば、1882年頃には大野原入会地への不入会を決めている。

日付の指令で民有地に編入された(一九一六年九月「駿東郡深良村沿革誌」裾野市役所 深良支所蔵)。深良の共有林については資料未収集のため、「沿革誌」所載の深良村山林組合規約(483)を抄録するにとどまった。これは一八九四(明治二七)年の静岡県令第五一号民有山林組合規約を受けて制定されたものだが、このなかに、薪の伐採・売却期間など大字深良共有林についての条文が若干含まれている。

愛鷹山麓と富士山麓にまたがって、須山村一村の入会山が広がっていた。地券交付の際、愛鷹山麓の字鳴沢・大沢入・堂ヶ尾・五本地・沢入と富士山麓の字藤原・浅木塚・永峰の八か所が官林に編入された(48)。一八七六(明治九)年三月、官林に編入された林を還禄士族へ払下げる旨の通達が須山村に届けられる(47)。一例のみをあげたが、この時、一九名の士族に対し字鳴沢六〇町歩および字藤原一〇町歩が払下げられている。なお字名が「鳴」となっているのは原文のままである。鳴沢の誤りと思われる。そのことを問題にしているのが資料48である。県庁の担当課は愛鷹山麓の官林一円の払下げを意図していたようだが、須山村は払下げ対象地は鳴沢山のみに限られると主張している(ただし、これが提出されたかどうか不明)。資料50は、一旦士族に払下げられた山林を同年九月に須山村が買い戻したことを示す資料である。これが「須山一一三戸共有」地の原形となる。一八八七(明治二〇)年四月一二日付の「連名簿」は、須山村二三一番字大沢入のうち堂ヶ尾・五本地・沢入の開墾試作地三二五・八町歩をあげて、須山村内の一三三名が署名捺印している(222)。この頃、須山の一村持地の権利関係が確定され、「須山一一三戸共有」という形態が形成されたものと思われる。

(三) 入会地をめぐる諸問題

入会林野の官民有区分は、個々の入会林野のその後のあり方を条件づけたという点で大きな意味をもつものであったが、それにのみとどまらず、入会林野に所有という観念を持ち込み、そのことがその後それぞれの条件下で入会林野に対する権利意識を成長させ、新たな地域結合を形成していくという意味で、まさに近代の入会問題の出発点であった。以下、採録した資料に即して、入会林野をめぐる諸問題を、国との対抗・部落間対抗・部落内対抗などの視点から整理しておきたい。なお、町村制施行以後の旧村区域の地縁結合を示すものとして、部落という用語を用いた。

(1) 官有地の引戻し・払下げ運動

愛鷹山入会地に関係する村々は、一八七五(明治八)年一〇月一等官林編入の報に接するや、直ちに民有引戻し運動を開始する(46、53)。以来、一八九九(明治三二)年三月に払下げに成功するまで、紆余曲折を経ながらも引戻ししないは払下げ運動が続けられる。民有引戻しとは、あくまでその所有権を主張するもので、民有を確認しうる証拠物が必要とする。民有払下げは、所有権の主張はひとまず措き、代価を支払って買い取る形をとる。二駅五二か村、原宿ほか五か町四六か村連合会(のち原町ほか一〇か町村組合)、沼津町ほか一〇か町村組合などが、入会村々の利害を調整しながら運動にあたったが、裾野地域の千福・葛山など個別村落の運動も見られた(次頁の一覧参照)。

この間、官有地に編入されたとはいえ、入会地は山麓の人々の生活・生産にとって不可欠であり、なにがしかの使用料金を支払って官林を「拝借」し、肥草の刈取や薪の採取、開墾などがなされた(223、225)。

原町ほか一〇か町村による愛鷹牧畜会社(224)も、民有払下げ運動と深いかわりがある。これは、牧畜・開墾などを目的に愛鷹官林のうち約三〇〇町歩の原野を一八八三(明治一六)年から二〇年間無料「拝借」したことに始まる。その許可指令には「牧場維持ノ見据相立候ハ申立ノ素地相当代価則反別一町歩ニ付金壹円五十銭ノ割ヲ以テ直ニ払下

愛鷹山入会地関係町村一覧

2 駅 1 か町 52 か村 1877(明治 10)年 11 月現在

南一色村 納米里村 下長久保村 元長窪村 上長窪村 上土狩村 中土狩村
 下土狩村 竹原村 本宿村 新宿村 伏見村 八幡村 長沢村 柿田村 大岡村
 岡一色村 岡ノ宮村 東熊堂村 西熊堂村 東沢田村 中沢田村 西沢田村 沢
 田新田 沼津駅 東間門村 西間門村 小諏訪村 大諏訪村 松長村 今沢村
 大塚町村 原駅 根古屋村 井出村 平沼村 石川村 船津村 西船津村 境村
 東椎路村 西椎路村 東原村 鳥谷村 柳沢村 青野村 富沢村 水窪村 佐野
村 御宿村 上ヶ田村 金沢村 千福村 葛山村 大畑村

愛鷹牧畜会社関係町村(原町ほか 10 か町村組合) 1889(明治 22)年 11 月現在

富岡村(大畑) 長泉村 清水村(長沢・八幡・伏見・新宿・柿田) 小泉村(富
沢・水窪) 大岡村 金岡村 沼津町 片浜村 鷹根村 浮島村 原町(原・大

塚)

沼津町ほか 10 か町村組合 1894(明治 27)年 3 月現在

沼津町 片浜村 原町(原・大塚) 浮島村 鷹根村 金岡村 大岡村 長泉村
 清水村 (新宿・伏見・長沢・八幡・柿田) 小泉村(水窪・富沢) 富岡村(大
畑・千福・葛山)

註) 資料 53, 224, 227 より作成。裾野地域の村々には下線を付した。

ベク候」と明記され、将来の払下げが約束されている。ちなみに裾野地域の千福と葛山はこの事業に加わっていない。

一八八九(明治三二)年一〇月、愛鷹山官林は御料地に編入され、御料局静岡支庁沼津出張所の管轄となる。当時、官有地・御料地では入会利用についての規制を強化しないしは排除していく方向にあり、以後、沼津出張所との間に相当の摩擦が生じたようである。払下げを申請しても要領を得ないので、再び民有引戻し運動が開始される。一八九二(明治二五)年九月、もっぱら愛鷹山の民有化をめざす組織として、千福・葛山をも加えた沼津町ほか一〇か町村組合が結成された。一八九四(明治二七)年三月二五日、同町村組合は、愛鷹官林のうち世伝御料林に指定されている立木部分の民有化は困難とみて、それを除いたおよそ三〇〇町歩の原野に限り引戻願を提出(227)、さらに一八九八(明治三二)年一二月一〇日には払下願を提出する(467)。翌一八九九年三月、愛鷹牧畜会社に貸与されていたおよそ三〇〇町歩については、貸与の際の約束通り一町歩一円五〇銭で、千福・葛山地籍の二七二町歩余については一町歩一円八〇銭で、それぞれ払下げが実現した。この沼津町ほか一〇か町村組合による民有引戻し・払下げ運動に関しては、大部にわたるため採録は見合させたが、千福の横山健吾の筆になる「代脳録」に詳しい。中央での政治家との折衝過程などが記録され、関係者の奔走ぶりとともに運動が政治に翻弄される様子が窺われる。

資料468(470)は、払下げにより沼津町ほか一〇か町村組合の共有地になった愛鷹山の利用・処分に関する資料である。これまで引戻し・払下げ運動で表面的には結束してきたかに見える入会大字間の諸対抗が一举に噴出した観がある。

なお、払下げ後の入会利用の様子を具体的に知るために、水窪の渡辺慎一の「回想の記」から関係部分を抄録した(466)。

大野原入会地についても、愛鷹山同様、関係諸村の民有引戻し・払下げ運動が展開される(58、229)。しかし一八八

九明治三〇年に御料地に編入されて以後は、これを断念し、御料地となった入会地を借り受けることによって、官有地入会の形をとって入会利用を継続することになった。この地は明治末年に陸軍の富士裾野陸軍演習場となり、陸軍省の管轄するところとなる。資料としては、その時々の下草払下願などを採録した(230、473、477)。

(2) 入会利用をめぐる規定と訴訟

入会林野に関係する資料には、その利用をめぐる規定がいくつかみられる。江ノ浦山における「灰焼」を禁止した一八八五(明治一八)年の約定(237)のように、入会利用に対する国の規制強化が反映されたものもある。裾野市域の入会林野の場合、数か村ないしは数一〇か村が入会することが多く、規約は入会林野の所在村落である山元(山本・野元ともいう)と入会村々との間で、それぞれの権限を明確にするものが多い。資料57は官民有区分の前後に、須山村と入会五二か村との間に交わされた誓約であり、資料26は愛鷹山のうち一八八一(明治一四)年に官民有区分で官有地に編入された葛山字須金入三四町歩余について山元の葛山と御宿・上ヶ田・金沢の入会三大字との間に交わされた一八九三(明治二〇)年の契約である。

民有地となった茶畑山は、山元部落である茶畑がその所有権をもっている。茶畑山に関する規約として、一八八四(明治一七)年の「入会山保存規約証」(231)と、町村制施行後まもなくのものとして推定される規約(235)とを採録した。いずれも茶畑の署名があるだけで、入会部落の合意が得られたものかどうかは、なお検討を要する。前者は旧慣の尊重をうたったものだが、後者は山元でありかつ所有権をもつ茶畑の権限がかなり大きなものになっている。

これらの諸規定は、多くの場合、入会部落間あるいは山元部落と入会部落との間の何らかの対抗・緊張関係を示すものであるが、こうした関係がより先鋭化し訴訟に持ち込まれることもある。

一八八五(明治一八)年に第一審の判決が言い渡された茶畑山御座ノ尾入会権裁判は、佐野村が茶畑山の字御座ノ尾に対する入会権を主張したもので、大審院まで争われ、佐野村が入会権を放棄したという判決が確定する(232)。町村制施行直後の泉村の分立も、泉村の構成(茶畑・麦塚・平松・久根・公文名・稲荷)から推して、茶畑山の入会林野の問題とあながち無関係とは思われない。

また、一八九一(明治二四)年四月に第一審の判決がおりた協議費精算請求事件は、茶畑山に関する協議費徴収について、平松・公文名・久根の三部落が山元部落茶畑の専横に抗議するものであった(236)。これも大審院まで争われ、入会部落の主張を認める判決が確定する。

(3) 箱根山の開墾問題

入会地の開墾は、耕地面積が比較的小さい当地域では、かなり古くからなされてきたようである。資料52は地租改正の際、須山村地籍の大野原入会地における開墾畑について、須山村と入会村々との間に交わされた示談証である。入会地の開墾、畑地化はそのまま入会面積の減少を意味する。山元村と入会村との対抗の問題として位置づけられる。民有地となった箱根山にみられる開墾問題は、明治三〇年代に先鋭化するが、山元部落と入会部落との対抗というだけでなく、部落内部の階層間対抗の様相が濃い。

茶畑山では、一八八五(明治一八)年に茶畑の一部村民から静岡県令にあて「移住開墾願」が出される。松方デフレ下の農村の窮状が語られ、その対応策として入会地の開墾が位置づけられている(233)。一八八八(明治二二)年には村内四五名が「開墾規則」を設け、字市場平で開墾がなされる(234)。江ノ浦山では、一八九三(明治二六)年に開墾・植林に関する契約がなされる。栽培分担地・開墾分担地を久根・公文名それぞれ二町歩ずつ、合計八町歩設定し、これ

ら契約地以外での植林・開墾を禁じ、従来の慣行による相互入会を確認している(238)。

茶畑では一八九五(明治二八)年に、公文名では一八九九年に、久根では一九〇〇年に、それぞれ開墾・植林についての請願書が提出される。いずれも殖産興業と人口増対策から入会地の開墾・植林の必要性を訴えている(239、478)。

これに対し、公文名では「田地所有者」が開墾の用水灌漑への影響などを理由に反対の動きを見せる(240)。また、茶畑山に関しては、一九〇〇年、泉村会で植林・開墾などに関する規定が決議され、開墾面積が限定されたうえで、植林を前提とする「開墾試作」に限って開墾が認められる(479)。ところが、この村会決議が実効を持たず、「開墾者」一同が無制限に開墾をしているとして、茶畑の「非開墾者」一同から異議が唱えられる(480)。

江ノ浦山の開墾をめぐる公文名部落では「人民」と「田地所有者」との間に、茶畑山の開墾をめぐる茶畑部落では「開墾者」と「非開墾者」との間に、それぞれ対立がみられるわけだが、これは部落内部の中下層と上層との階層間対立であった。

江ノ浦山については一九〇一(明治三四)年二月に、泉村の前村長服部大誦と現村長柏木格太郎の仲裁により、茶畑については一九〇二年七月に、久根・公文名の有力者の仲裁により、それぞれ一応の解決を見る(241、481、482)。しかしながら、茶畑内部の「開墾者」と「非開墾者」との対抗はその後も続き、大正期には部落有林野統一をめぐる「騒擾」事件にまで発展する。これについては次巻で取り上げる。

(4) 「須山一二三戸共有」結合の動揺と再編

日露戦中戦後の須山村は、第三章第六節(1)に掲げた諸資料(553、555、558、563、564)から窺われるように、戦中戦後の人的物的動員による農村疲弊が叫ばれるなかで、かなり「模範村」的傾向を示す。村財政の面でも、度重なる国債応

募などで疲れは隠せないが、戸別割のこれ以上の増徴を避けて直接国税の制限外課税を決議せざるを得ない小泉村(557)や、泉村の滞納状況(統計図版8参照)に比べれば、かなり良好といえる。こうしたことは、須山村がひとつの旧村で行政村を構成していること、そして須山一一三戸共有地をはじめ須山村の財産が行政村の財政を支えていることと、決して無関係ではないだろう。しかし、須山一一三戸共有地を核とする須山村の結合にも、この時期、動揺と再編がみられる。

資料471は、富士山麓の字藤原にある山林二九一町歩余の共有権の売渡証文である。共有権の一一三分の一すなわち一軒分の共有権を五〇円で売却している。この事例は、村内での共有権の移動であるが、共有権が売買の対象になっていることを示している。こうした事態の進行を背景として、資料472の「誓約書」が制定されることになったといえよう。これには須山村民一二一名が署名捺印している。その内訳は、一軒分の共有権を持つ者一〇七名、二分の一軒分が八名、三分の一軒分が六名である。権利者数の増加は、分家などによる権利の分割あるいは村内での権利移動によるものと思われる。「誓約書」は他町村民への共有権の売却を防ぐことを主眼としている。「公ノ秩序ニ背反スル」誓約であっても、これを成文化しなければならぬ事態が、強固な結合を示す須山村にも徐々に進行していたのである。

〔静岡県の地租改正については原口清『明治前期地方政治史研究』上(一九七四年)、愛鷹山については『愛鷹山組合沿革史』(一九四九年)、大野原については東富士五団体『東富士の入会』(一九六六年)を参考にした。〕

(湯川 郁子)

六 教育と人々の暮らし

(一) 近代の窓としての教育

(1) 制度としての教育

第一章第四節(1)は、一八七二(明治五)年に頒布された「学制」のもとに、各地に近代学校が創立されていった時期に相当する。そこでここでは、欧米諸国を模範とした新しい教育制度が裾野市でどのように整えられていったのかを知る手がかりとなる資料を中心に収集した。

「学制」は全国を八の大学区、一大学区を三二の中学区、一中学区を二一〇の小学区に定めた。裾野市は第二大学区一四番中学区となり、市内は一〇の小学区に区画された。しかし学校はすべて地域の住民によって設置され、維持運営されなければならなかった。そのため機械的に区画された小学区は、地域の実状に合わず、実際に設置された小学区とそれとは大きく異なっていた。当初計画されていた小学区割と、実際に設置された小学区との相違は次頁の学区変遷図からも看取される。例えば一八番学区である久根村は、二四番学区の岩波・深良村と貫信舎を設立している。実際に設置された小学校は、いずれも寺院・民家等を仮校舎として開校された。各地に設置された小学校は、それぞれの地域の実状に合った方法で設立・維持された(94～99)。特に資料97に示されているように、当初富沢村が前代以来、結び付きの深い行政区外の水窪村・上土狩村・元長窪村・上長窪村・下長窪村・南一色村と小学校を設立しよう

明治期における学区変遷

()内は分校

学区番号	村名	明治6年	7年	8年	9年	15年	19年	20年	22年	23年	25年	41年	42年
24	岩波			貫信舎		(久根支校)	(進修学校)						
18	深久	久根小学校											
17	公文			甘静舎									
17	茶畑												
15	松新田			潤身館		温知館							
15	麦塚												
15	伊豆島			映雪舎		洗舊舎		佐野原小学校		佐野原尋常小学校		泉尋常小学校	
15	水窪	映雪舎											
18	石脇			誠求舎		(石脇支校)							
18	佐野												
19	富沢			映雪舎									
19	定輪												
20	大畑			行餘舎									
20	上ヶ田												
21	御金												
21	葛山												
22	下和田			今里舎									
22	須山												
23	須山			開昇舎									
23	求放舎												

としたのは特徴的である。各学校の校則・教則は文部省頒布のものに準拠し、教材教具など開校に必要な条件は急速に整えられていった(101～103、107)。しかし当時の村民にとって、小学校の設立維持にかかる費用を負担することは、けっして容易なことではなかった(100)。

各小学校の就学に関する管理は幹事試補によって行われた(104)。その役職の給料についての伺いが学区取締から県へ提出されている(106)。なお資料105は伊豆島田村における開校当初の就学状況であるが、他村の状況と現深良小学校と富岡第一小学校の就学率の推移については、別に統計図版4で示した。

「学制」による近代学校は、欧米諸国を模範とする新知識を備えた人材の育成と選抜を行う機能を担っていた。そのため試験が重視され、進級・卒業はすべて試験で実施された(108～111)。試験には、毎月末に行われ結果によって席順が決まる「小試験」と、年二回行われる「中試験」と、卒業試験に相当する「大試験」があった。資料109に記述されている「内試験」は「小試験」と同様のものと考えられる。試験には正副戸長をはじめ学校関係者が出席した。特に裾野市域では、早くから村民にも試験を参観させており、村民の関心を学校へ向けさせる格好の場として「小試験」が利用されていた。試験は、多くの観衆が見守るなか厳格に実施されたのである。

近代学校教育を普及していく上でもう一つの大きな問題は、どのようにしてすみやかに教員を養成するかであった。教員になるのは士族か僧侶出身の者がほとんどであったが(97)、裾野市では農民出身の者が多く採用されているのが特徴的である(96)。小学校が設置されていくのと同時に、教員養成のためのシステムが急速に整えられ、教則伝習のための講習や研修が実施された(112～117)。無断欠席の場合は罰金が課せられるほど教員研修は厳しいものであった

(2) 暮らしの中の教育

従来、市町村史誌における教育資料の編集は、主に教育制度に関する資料に依拠していた。しかし教育の充実や普及には学校教育制度の発展と同時に、地域住民を取り巻く教育環境すなわち社会教育・家庭教育や住民の教育に対する関心や意識も重要な問題となる。従って本巻では、制度に関する教育資料と同様に住民の教育に対する関心を示す資料も重要な教育資料として考え、数量的にはけっして充実しているとは言えないが、積極的に採用することを方針とした。第一章第四節(2)では、そうした資料を収集した。

資料118は入学準備のため、親が子どもと共に静岡へ学用品を購入に出かけた時の記録である。しかしこの家庭は、当時地域の中でも恵まれた経済環境にあり、多くの住民は経済難にあったため、学用品を充分に揃えてもらったり高い教養を身につけさせてもらえた(123)のは、極限られた家庭であった。子捨ても経済的困窮が原因であろう。当時どれくらいの子捨て子があったのかは定かでないが、資料120より捨て子の養育には県から養育米が下げ渡されていたことがわかる。

資料119および121は地域の若者を対象として、夜学教育を実施した資料である。一六会とは、当時のサイコロ賭博であろう。しかし当時の村民のほとんどは従来の伝統的習俗の中にあり(122)、欧米を模範とした近代学校は縁遠い存在で必要性のほとんど少ないものであった。これは日常生活に役立つ知識を伝授した寺子屋が久根村で一八八四(明治一七)年まで存続していた(124)こと、茶畑村・葛山村に一部の村民によって私塾が開校されていた(湯山芳健所蔵文書、湯山半七郎「日記」)ことから明らかである。

(二) 近代教育の展開

(1) 公教育の自由と統制

第二章第五節(1)は、「教育令」の公布、更にその改正、そして一八八六(明治一九)年の諸学校令を経て、一八九〇(明治二三)年に「教育ニ関スル勅語」が發布されるまでの時期に相当する。理想的なあまり地域の実状に合わなかった「学制」は一八七九(明治一二)年に廃され、「教育令」が公布された。しかし自由放任主義的として受け留められた「教育令」は翌年強化統制され「改正教育令」が發布された。そして一層の就学向上がめざされた(316、317、335)。

公教育の模索期とも言える当該期に、裾野市の教育事象は自由民権運動の高揚を背景として新たな展開を迎える。地主層および教員を中心とした民権家は、民権運動を推進していくに当たって学校教育を重視した。そのため各村では従来の寺院や民家を借用した学校を廃し、民権家を中心とした理想教育を実施するため、近代的な洋風建築の小学校新築が推進された(318、320)。中でも多額の金銭と労力をかけて新築されたのが嶽(岳)南小学校であった。資料318は嶽南小学校を新築するに先だって村内で開かれた会議の内容である。この会議では地主層だけでなく自作層も参加し積極的に意見が述べられており、村民に多大な負担をかけぬよう、寄付金のみで新築費を賄うことが話し合われた。嶽南小学校の落成式には、北海道を除いた全国の県から生徒の作品を集めた教育展覧会が催され盛大に行われた(321)。この教育展覧会は三か月以上もの間実施された。

近代的な建築を内外に誇った嶽南小学校は、しかしその一方で多額の負債金を抱えた。松方財政下による不況のほか、その不足金は各村へ賦課され(322)、村民は多大な負担を負うことになった。そのため千福村では学校分離という

形態で、その対応策を謀った(323、324)。資料323の分離理由には通学の困難が記述されているが、主な理由は嶽南小学校の多額な負担金対策にあったのである(横山正美家所蔵文書、千福村戸長役場「日誌」一八八三年)。小学校分離は各村へも波及し分校は五か所に設置され、初等科分の学資金が各村へ返賦された(325)。しかしこれらの分校は一八八六(明治一九)年の学区改訂により再び嶽南小学校へ統合されることになった。なお学校分離は、この他貫信舎にも見られた(328)。

当該時期の教育内容については、一八七九(明治一二)年の「教育令」により小学校の教則は土地の実状に従って定められるとされ、地域の実態により自由に定めることができると受け留められた。しかし翌年「教育令」は改正され教育課程は現状に合わせて簡易なままであったが、教則については文部省頒布のものに統一された。一八八二(明治一五)年には修身科が第一にあげられ、履修すべき教科書はすべて指定された。資料326には小学校の初等、中等、高等科のそれぞれの教科目の筆頭に修身が置かれている。しかし高等科の教科目の中に農学が位置づけられていることから、地域の実状を考慮した教育課程が編成されていたことが理解される。また修身科の履修教科書数が多すぎて困難であるため、教育課程を変更したいという願書が嶽南小学校から提出されていたことは注目すべき点である(327)。

一八八六(明治一九)年、「小学校令」により小学校は尋常と高等に分けられ尋常小学校を義務教育とした。当初高等小学校は、数か町村の組合立か尋常小学校に併設された。駿東郡では沼津町外二七か町村の連合により一校のみの高等小学校が設立されたため(329、330)、小泉村から高等小学校併設の願書が提出された(332)。

一八九〇(明治二三)年、儒教的倫理を掲げ忠君愛国を目標とした「教育ニ関スル勅語」が公布され、更に高等小学校へ天皇・皇后の「御真影」が下付された。資料331はその拝載拝賀式の通知である。これ以降小学校の祝日大祭日に

説は「御真影」拜礼、勅語奉読等が行われ、教員・児童はもとより市町村長および吏員、さらに児童の父母・地域住民も参加しなければならなかった。

資料333と334は泉村と小泉村によって設立された佐野原尋常小学校の組合規定とその経費の徴収方法を示したものである。この佐野原尋常小学校では、一八九三(明治二六)年から生徒に勤儉貯蓄の態度・習慣を養成するための学校貯金が実施されるようになった(336)。学校貯金は特に明治四〇年代以降に奨励され、全国的に実践されていく。従って佐野原尋常小学校では比較的早い時期から貯金を学校教育のなかに取入れ、実践していたと言える。

(2) 子どもの生活と学校

第二章第五節(2)では児童生徒の家庭生活や学校生活の実態がうかがえる資料を収めた。資料337の、小遣帳を通して子どもの日常生活の一端を理解することができる。ただし、この子どもの家庭は当時経済的に恵まれた地主層であったことを付け加えておきたい。

資料338は回想記である。当時の尋常・高等小学校における子どもたちの学校生活の実態をうかがうことができよう。遠足と運動会については記述からも明らかのように、当時両者は明確には区別されてはいなかった。

資料339は子どもの作文帳からの抜粋である。新茶を贈る時の手紙文や暑中見舞いのあいさつ文など、日常生活に直接役立つ内容のものも学習の中に取り入れられていた。なお資料340は時期的には第三章に相当するが、女子学生と教師の実態を知ることができる回想記であるためこの節に収めた。

(三) 〈教育〉による「国民」の再編成

(1) 小学校教育の再編と拡充

第三章第五節(1)は、日清・日露戦争を契機として国力増大の要因が国民教化に求められ、義務教育の多様化と青年ならびに地域住民の教育が強化された時期に相当する。本章が扱う日清・日露戦後ならびに大正初期には、就学率は飛躍的な上昇を見せ、学校教育の組織的整備が確立する量的拡大期を迎える。明治政府は日露戦勝の一因に義務教育の成果をかかげ、国民教化・忠君愛国観念を徹底するため、一九〇八(明治四一)年に義務教育年限を四年から六年に延長した。そのため学校教育は新たな展開を見せ、様々な試みがなされる。また明治政府は、日露戦後の財政的な疲弊化対策と小学校を中心とした地域民のイデオロギー統合を図るため一町村一小学校政策を遂行した。しかしこの政策は容易には住民に受け入れられず、各村で小学校の分離、統廃合紛争が起った。(1)では小学校教育を中心に、そうした時代的特徴を示す資料を収録した。

一八九四(明治二七)年に勃発した日清戦争により、すべての国民はその影響下に置かれた。学校教育への軍事的影響も例外ではなく、小学校はこれ以降、国家主義的イデオロギー注入の重要な機関としての役割が課せられた(502)。戦争は日本の勝利に終結した。しかし勝利の歓喜に沸くなか、全国的に伝染病が流行する。裾野市でも特に明治三〇年代に入り赤痢が爆発的に流行した。そのため学校も休校を余儀なくされ、資料501にある休校日数に加え、さらに二週間の休校通達が出された。学校の保健教育への着目は、この時期より始まった。

学校教育への期待は日清戦後に一層高まり、就学率も上昇した。そのため各町村では小学校の新築、増改築が必要となった。裾野市では、泉・小泉村の組合により設立されていた佐野原尋常高等小学校をめぐって、児童の増加ならば設備改善のための学校の移転・改築論が出された。しかしその設立場所をめぐって両村の意見が対立し、小学校は

説 一九〇八(明治四二)年に泉尋常小学校と小泉尋常小学校に分離した。資料503〜505はその経過を示すものである。

解

日露戦後、義務教育の重要性をあらためて認識した明治政府は就学普及に更に拍車をかけた。この時期、小学校への就学率は八〇パーセント台を超え九〇パーセント台に到達する。しかし就学向上が強調されるあまり資料506が示すように不正に就学数が報告されたり、経済的事情により就学猶予を申し出ていた者がいたことも事実である(507)。富岡村にこのような貧困児童を就学させるための救護規定ができたのは一九一五(大正四)年である(521)。また明治政府は、日露戦後は欧米諸国との経済的な競争が不可欠となるため活動的で積極的な人物像を求めた。この活動的な人物の育成と関連して、組織性や集団性が重視された。資料509にある通学班の設置は、児童の集団活動を自治的に行わせるための施策の一つである。

父母や地域住民の学校教育への関心を高めるため、小学校では様々な教育活動が実施された。今日学校で実施されている多くの諸行事がこの時期に形成されたのである。父母と学校教育との連携をすすめるため(508)、通信簿の使用が一般化された(510)。また父母だけでなく地域住民との連携を図るため児童の成績物を回覧したり(511)、学芸会(512)や運動会(513)などを開催した。そしてこのような教育活動が実施されるのと同時に、日露戦後の財政的疲弊化に伴う勤儉・節約教育も遂行され(515)、児童のみならず地域住民も含めた忠君愛国教育の徹底化が図られた(514、517、520)。

日露戦後の町村財政の削減と学校を中心とした地域住民のイデオロギー統合を目的とし、一九〇七(明治四〇)年の義務教育年限の延長を機として小学校の統廃合が推進された。しかし地域の住民によって設立維持されていた小学校の統廃合は容易には受け入れられず、静岡県内の各所で紛争が頻発した。裾野市では、一九〇九(明治四二)年に下和

田尋常小学校が廃され嶽南尋常小学校の分校となったことを契機とし、設備の拡充と通学上の問題を理由として北部移転派と南部現状維持派に分かれ激しく意見が対立した。この紛争は一九一七（大正六）年の裁定書により一応の落着を得るまで継続した。資料522～527は、その経過を示すものである。なおこの小学校分離は分村問題にまで発展した。

(2) 青年教育の組織・制度化

日露戦後、明治政府は小学校教育の強化とともに青年層の補習教育と組織化にも力を注いだ。実業補習学校が各地域に普及し、夜学会・青年会・処女会・図書館等の設置など、社会教育の組織化・制度化が急速に進められたのもこの時期である。(2)ではそうした実業教育ならびに社会教育に関する資料を収めた。

一八九九（明治三二）年に実業学校令が公布され、商業学校が静岡・浜松・沼津の三か所に設置された。資料528は、沼津簡易商業学校への入学勧誘通知である。一九〇二（明治三五）年には実業補習学校規定が改正され、その設立方法も容易になったため、実業補習学校はこれ以降各地に設立されていくようになった。裾野市では一九〇七（明治四〇）年以降、各村に実業補習学校が設立された（530～534）。この実業教育重視の傾向は小学校においても見られ、一九〇八（明治四一）年に尋常小学校に手工科が加設された（516）。

日清戦後、教育への期待が高まるなか、女子教育も重視されていった。一九〇一（明治三四）年の高等女学校令施行規則では、女子の家庭婦人としての教養や情操が養われることが目的とされており、裁縫や家事を重視する女学校が注目されていた。そして簡易で自宅通学が可能な女学校が各地に設立されていた。裾野では佐野に裁縫を教授する学校が設置された（529）。

小学校卒業後の青年は地域の伝統的慣習の中で価値観を形成する（537）。そしてその影響力は多大である。小学校教

説
育が強化されても、青年層の教育も強化しなければその効果は期待できなかった。そのため青年教育を目的とした夜

学会は大いに奨励された。資料535と536は千福村の夜学会の資料である。これは後に私立千福農業補習学校に発展することになる。青年層の教育は様々な方法で強化されていった(542-544)。青年会は一九〇五(明治三八)年の政府の通達

以降、各地に組織されていった。資料545と546は深良と須山の青年会についての資料である。

青年層以外の住民への教化は、小学校の施設を利用して通俗講話会・幻燈会などを実施することによって行われた(538)。そして報徳主義を用いた報徳社・農会・在郷軍人会・愛国婦人会・処女会などの社会諸団体・職能団体が組織され活用されていった(539、540)。更に一八九九(明治三三)年には「図書館令」が公布され、明治政府は図書を利用して地域住民の教化を図った。資料541は須山に設立された図書館に関する資料である。

〔口絵写真〕

口絵写真については、时期的な特徴を示しているものを収めた。特に一八八四(明治一七)年の卒業証書は、枠が黒以外の色で飾られている。これは当該期の学校教育が、ある程度地域に任されていたことを示すものであり、一八七八(明治一一)年のそれと対照的である。また卒業写真についても、明治と大正期の生徒の服装が異なっているのが印象的である。

(坂本紀子)

七 明治の宗教

第一章第五節は明治の宗教についての資料である。ここでは主に一八七〇年代神道の資料を中心に選択した。

明治初年の裾野市域では国学の影響を受けた豪農層が神道への崇敬の念を抱いていた。須山の渡辺隼雄、御宿の湯山半七郎、佐野の岩崎佐十郎がその代表的存在である。湯山半七郎の場合一八六九(明治二年)平田鉄胤の門人となっている。

いっぽう明治政府は明治維新がなるや、神道を近代天皇制国家の支配イデオロギーとして位置づける。神道国教化の推進である。そのために、裾野市域では豪農層による神道への崇敬と、政府の推進した神道国教化とが交錯をみせることになる。そのとき、豪農層は一定の独立性を維持しながらも、大枠としては政府の神道国教化に組み込まれて行ったと考えてよいだろう。

政府の神道国教化は、天皇の祭祀の創設、神仏分離の強行とキリスト教禁止として実施された。天皇の祭祀はすでに宮中でおこなわれていた新嘗祭と伊勢神宮でおこなわれていた神嘗祭を除けば、いずれも記紀神話にもとづいて新設された。元始祭・紀元節祭・神武天皇祭など一一の祭りは明治初年に新設されたものである。

一八七〇(明治三年)神武天皇紀元(皇紀)が採用され、同年はじめての神武天皇祭がおこなわれた。太陽暦が採用された一八七三(明治六年)からは、神武天皇祭は四月七日に、紀元節も二月一日に固定される。一八七三(明治六年)三月二七日「神祭につき手踊願」(125)と一八七四(明治七年)二月九日「神武天皇遥拜所設置願書」(127)は、新設の

説 神武天皇祭が村落レベルにまで浸透していることを示す資料である。

解

神道国教化は民俗や民間宗教者のありようにまで影響を及ぼした。神仏分離なかんずく一八七二(明治四)年日本全国に吹き荒れた排仏毀釈の嵐は、平安時代から一般的であった神仏習合を分離させ、仏教に対して神道を優位に立たせた。一八七四(明治七)年一〇月二三日「神喪祭願書」(126)はその一例であり、久根村が仏式の葬儀から神葬祭への転換を願いだしたものである。また、神道国教化の影響を受けた民間宗教者の代表は修験者であろう。修験者の加持祈禱は仏法とみなされ、神社での行為を禁止されている(134)。

一八七二(明治五)年神道国教化を推進してきた神祇省が廃止され、教部省が設置された。政府は前年の排仏毀釈から政策を転換させ、教部省によって神道と仏教をあげての国民教化を展開する。それを推進したのが教導職であり、一八七二(明治五)年四月二五日設置、一八八四(明治一七)年八月一日廃止されている。裾野市域で教導職をつとめた人物として確認できるのは、御宿の湯山半七郎、公文名の宮崎勸良、佐野の岩崎佐十郎である。いずれも豪農として村落の突出した存在である。

彼らのうち湯山半七郎は一八七三(明治六)年一〇月教導職試補に任命され、権少講義、少講義をつとめ一八七六(明治九)年一二月八日辞職している(『裾野市史資料叢書2 湯山半七郎日記』の岩崎信夫「解説」)。一八七四(明治七)年四月一六日「顕幽分界説教」(128)、同年五月六日「文明開化説教」(129)、同年一〇月一八日「勸業説教」(130)、一八七五(明治八)年五月一七日「学校奨励説教」(131)は、湯山半七郎が教導職として神道の立場から国民教化を説いた演説原稿である。彼の演説原稿はこれらを含め一九点残されている。すでに『裾野市史資料叢書2』として刊行した、『湯山半七郎日記』と対照したとき、教導職の実態を知り得る貴重な資料と考えてよいだろう。なお、教導職時代の

湯山半七郎については、高橋敏「明治十年代の地域民衆と自由民権運動」〔静岡県近代史研究〕第六号、一九八一年一〇月)、岩崎信夫「湯山半七郎の思想」教導職時代を中心として一〔『裾野市史研究』第二号、一九九〇年三月)を参照されたい。

明治初年政府は神道国教化を推進するいっぽうでキリスト教を禁止した。一八六八(明治元)年五榜の掲示に明示され、一八七〇(明治三)年大教宣布は神道による国民教化をめざすと同時に、キリスト教禁止をも意図したものであった。キリスト教解禁は一八七三(明治六)年二月であり、諸外国の批判を受け入れたからであった。

興味深いことに裾野市域におけるキリスト教への対応は、政府のキリスト教政策と同一歩調ではなかった。すでにキリスト教が解禁されているにもかかわらず、一八七五(明治八)年裾野市域の豪農層が中心となり、神道擁護の立場からキリスト教防止を神社にて誓約している。一月六日渡辺隼雄と湯山半七郎が御宿の八幡神社で御宿・千福の村人へキリスト教へ入信しない誓約をさせている〔湯山半七郎日記〕一八七五年一月六日)。一月一二日から一六日にかけては、茶畑の柏木滝十郎を中心とする「耶蘇教予防有志ノ輩」が麦塚の見目神社、伊豆島田の熊野神社、平松の八幡神社、茶畑の浅間神社、佐野の八幡神社にてキリスト教防止を誓約(133)。一月一七日久根の「村中小前」が連印のうえ八幡神社にてキリスト教へ入信しないことを誓っている(132)。

氏子帳の作成もキリスト教禁止と関連している。一八七二(明治四)年一〇月宗門人別帳(寺請制度)が廃止された。これは一八七二(明治五)年壬申戸籍の作成とも相俟っていたが、明治政府は宗門人別帳のもっていたキリスト教禁止の機能を氏子帳の作成として存続させた。これは一八七二(明治四)年七月「大小神社氏子取調の件」によって開始されたが、結果的にはわずか一年一〇ヶ月で頓挫する。一八七六(明治九)年二月二〇日「富沢村愛鷹神社氏子帳」(138)

説はすでに政府レベルでは停止したのちの時期のものであるが、裾野市域における氏子帳の一例である。

解

御殿場線裾野駅のすぐ南側に佐野原神社がある。佐野原神社は南北朝時代の南朝方の武士二条為冬を祀るため、一八七六(明治九)年平松の服部大八・水口傳平が主唱し、近隣の豪農の寄付により建設された。一八七五(明治八)年九月二五日「佐野原神社建設上陳書」(136)は静岡県知事に提出された建設願書であり、一八七六(明治九)年五月「佐野原神社建設寄附連名帳」(137)は建設のための寄付金募集記録である。そこには須山の渡辺隼雄、御宿の湯山半七郎、佐野の岩崎佐十郎、茶畑の柏木滝十郎の名前が見え、神道を崇敬する豪農層の協力によって建設されたことがうかがわれる。

佐野原神社の存在は、一八八七(明治二〇)年土佐藩出身の陸軍軍人・政治家谷干城の知るところとなる。谷は第一次伊藤博文内閣の農商務大臣でありながら、井上馨外務大臣の鹿鳴館外交に反対して一八八六(明治一九)年辞職したことからもうかがわれるように、徹底した国粹主義者である。一八八七(明治二〇)年九月一三日「谷干城佐野原神社建碑に尽力」(135)は、谷干城が佐野原神社を後援している様子を示す『静岡大務新聞』の記事である。一八九五(明治二八年)「佐野原神社保有金募集趣意書」(141)はその後、谷干城が東久世通禧・佐々木高行とともに主唱者となり、佐野原神社維持金を中央で募集したときの趣意書である。賛同者の連名は省略したが、明治の元勳のほとんどが名を連ねている。

裾野市域の豪農層の神道への崇敬は、明治初年の神道国教化が頓挫したあとも続いていた。一八八六(明治一九)年ごろから須山の渡辺隼雄、御宿の湯山半七郎などによって出雲大社教への崇敬が盛んとなる。一八八六(明治一九)年三月二八日「神道大社教への信仰」(140)はその様子を示す『静岡大務新聞』の記事である。一八九〇年三月「神道大

社教化決議書(139)は湯山半七郎が出雲大社教への崇敬に熱心であったことを示す資料である。

(岩田重則)

八 自由民権運動と貧民党

裾野地域の自由民権運動を主題とした先行研究は極めて少ない。高橋敏氏の「日常から変革へ」地域民衆と自由民権運動」「民衆結社の時代」(以上『民衆と豪農』一九八五年所収)などの諸論稿がある他には、原口清氏の『明治前期地方政治史研究』(上・一九七二年、下・一九七四年)や故大庭景申氏の謄写刷りの『自由民権運動に端を發した大庭唯吉の思想と生涯』(一九七四年)『教師たちの素描』(一九七〇年)などに、貴重な言及が散在した形で見出される程度というのが実情であると思われる。同様に当地域の民権運動についての資料集も編まれたことはなく、近年刊行された『静岡県自由民権史料集』(一九八四年)に、いくらか当地域に直接関係する資料が収められているくらいではなからうか。要するに当地域での民権運動の実態やその静岡県や全国の民権運動との関連などについては、今後の研究に待つところが極めて大きいのである。

そこで本資料編では、まず資料の発掘に努めると共に、なるべく多くの資料を多角的に採録するよう努力した。

(一) 自由民権運動をめぐる諸潮流

この小節では、民権運動の全国的な高揚を承けて裾野地域で展開した諸潮流を扱う。年代的にはほぼ一八七七(明

説 治一〇年頃から一八八二〜八三(明治一五〜一六)年頃迄である。

解

(1) 湯山柳雄の活動

湯山柳雄は当地の民権運動の指導者として(2)以下に見る諸集団の結成に直接間接に関わっている。のみならず単に政治活動に熱心であっただけでなく、広く物産、教育、衛生等の振興を図っている。柳雄が政治的諸権利の拡張と地域の振興という課題をどう結びつけて考えていたのかは必ずしも明かでないが、柳雄に於いて両者が併存していたことは、当地の民権運動の性格を広い角度から考える上で一つの重要な手がかりであろうと思われる。こうした理由から冒頭に柳雄関係の、民権運動に直接関わるもの以外の資料をまとめてみた。そこでここでは明治三〇年代迄の資料が収められている。

資料23、245、246は柳雄が物産振興を、資料244は病院設立を、資料248は法律研究を、いずれも公開的な場に於いて提起したことを示している。又資料247は勸業、衛生、教育の改良を旨とする全県的な団体である静岡県隆美協会に加入したことを示す(教育については当該章節参照)。

資料249以下は民権運動敗退を経た後の明治二〇年代以降の柳雄の活動をうかがう資料である。資料249〜251は相変わらず農事振興に熱心であること、資料252は五龍館と称する当時としてはハイカラなホテルを開業したこと、資料253、254は政友会に属して活動したことなどを示す。資料255は自筆の履歴書である。

(2) 愛郷社の設立と解散

一八七四(明治七)年以来の自由民権運動の全国的な展開の中で、裾野地域に於いてそれに直接的に呼応したと思われる最初の顕著な動きは、愛郷社と称する演説結社の結成である。資料256はその結成の動きを報じており、資料257は

その創立及び主唱者、趣旨等を報じている。これらによれば、愛郷社は旧三小区(現裾野市域)の有志により一八八〇(明治一三)年の末頃に結成の準備がかなり進んでおり、翌八一(明治一四)年四月頃に創立されたようである。結成後の活動がかなり活発であったらしいことは、資料258〜265の新聞報道によって知ることができる。演者の顔触れも演題も多彩であり、聴衆も百名、二百名、時には三百名を越えたと報じられている。しかも聴衆の反応もかなりのものであったようである。

では愛郷社とはどのような性格の団体なのであろうか。これについて原口清氏は、静岡県下では一八七九(明治一二)年以降、士族出身の民権家が在地の豪農商層と提携して、民衆啓蒙のための演説会を盛んに起こしたとして、いわば民権運動の嫡流にこれを位置づけ、愛郷社もその一つに数えられた(原口前掲書)。これに対して、高橋敏氏は愛郷社に即して分析しつつ、それは啓蒙的な演説結社であることは確かだとしても、その路線は民権の潮流とそれに抑制的な在村豪農とが入り混っており、かつ後者の抑制が強く働いている集団とされ、単純に演説結社を民権運動の旗手と見ることに疑問を呈された(高橋前掲書)。この議論は、愛郷社緒言が「田舎向ヲ主トシ政談上ノ一項ハ排除」と述べていることの解釈などとも関わらせつつ、今後さらに追求していくべき点であろうと思われる。

さて愛郷社は資料266にある如く、明治一五年末に解散する。その理由は不明であるが、それは或いは右の愛郷社の性格と関係しているのかも知れない。(右の愛郷社の問題を含め、以下の岳南自由党、尚義会結成等を論じた最近のものとしては岩崎信夫「裾野地域における明治十年代の思想潮流」『『裾野市史研究』五号、一九九三年)を参照されたい。)

資料267は御宿の豪農湯山半七郎の演説草稿である。これ自体には演説の年月日、目的などのデータがない。一方資

資料263によれば半七郎は、明治一四年九月愛郷社第四常会で「身家盛衰循環の点」と題して演説している。題名の酷似していることからすれば、この時の演説草稿である可能性が強い。資料267中に「地租上納ヲ明治十八年迄据置之御布告如何ニモ難有」とあるのは一三年五月の太政官布告二五号の地価据置を指すと思われる点もこの推測を助ける。右の推定に誤りがなければ、愛郷社での演説中、内容の知れる唯一の例ということになる。のみならずその内容は、好景気に酔って驕ってはならぬと戒めるものであり、直後の松方デフレを予想しているような中味を有している。年代の推定はひとまずおくとしても愛郷社は少なくとも一面で、こうした極めて慎重に地域産業の振興を説く豪農メンバーを含んでいたのである。先述した愛郷社の性格の問題ともからんで興味深い。

(3) 岳南自由党の活動

愛郷社は一八八二(明治一五)年一二月解散したのであるが、これより先同年初頭、静岡県下には岳(嶽)南自由党と名乗る政党が結成され、御宿の湯山柳雄がそのメンバーの一人として創立に参加している。岳南自由党は、明治一四年政変を機に板垣退助を総理として同年一〇月二十九日に結成された自由党の支部として設立されたもので、その成立の時期は一五年の一月下旬から二月前半ぐらいの間と推定されている。党首に土居光華(攪民社社長)を戴いた他、小林喜作、前島格太郎、曾田愛三郎らの攪民社員、湊省太郎らの土族出身知識人、駿河の豪農層らを黨員とし、当時に発足していた、国権主義的色彩の濃い静岡県改進黨に比し、より急進的な民権重視の主張を行ったと思われる。かつ駿東郡に於いては、岳南自由党の方がより勢いが強かったと目されている(以上岳南自由党については原口前掲書参照)。

資料270は一八八二(明治一五)年三月一四日付『函右日報』に出された広告である。これによれば自由党総理板垣退

助が一四日に静岡に遊説に来るに際し、結成直後の岳南自由党は三島ほか各地で懇親会を開いてこれを大いに歓迎しようとしている。ところで右資料で注目したいのは同時に湯山柳雄が広告を出していることである。これによれば岳南自由党結成の契機は国会開設の勅諭発布により政党結成の機運が盛り上がったという全国的動向にあったこと、そこで柳雄が「政事ノ思想」ある者に入党を呼びかけていること、そして柳雄が地域の責任者として積極的に参加していることなどが読みとれる。これは活動中の愛郷社が「政談」を排し多様な人々を結集しているのと著しい対比を示している。この柳雄の動向は果して愛郷社メンバーの同感を得られたのであろうか。愛郷社の解散と関係がないのであろうか。実際次項(4)で見る如く、尚義会の結成という反動を生むのであってみれば、岳南自由党創立に際しての右の柳雄の広告は注目すべきものがあると思われる。その意味で同一の文言である『沼津新聞』掲載の資料271も採った。

資料268、269、272は当時開かれた「懇親会」の記事であり、必ずしも岳南自由党の会合であると銘打ってあるわけではない。しかし時期的に全て岳南自由党結成直後のものであり、かつ主催者の中心に湯山柳雄がおり、土居光華が出席、ないしその額が掲げられるなど深く関わっているとところなどからして、岳南自由党と強い関係があったろうことが推測できるので採録した。

さて岳南自由党は、明治一五年六月三〇日に「解散」する。しかしそれは集会条例の改訂による形式的なものと思われ、以後も旧岳南自由党として活動を継続する(原口前掲書)。それを示すのが資料273、274である。しかし岳南自由党のその後については、一層の資料の発掘が望まれよう。

(4) 尚義会の結成

岳南自由党が誕生し、裾野地域でもこれに積極的に関わる者が出る状況に対し、裾野地域を中心にこれに対抗する

説 潮流が生まれる。反自由民権を標榜し、国体の特殊性を主張した尚義会の結成がそれである。

解

資料275はこの尚義会設立の準備過程を、従って又その主唱者を推測させる資料である。即ち須山の豪農であり明治七、八年の頃には浅間神社の祠掌であった渡辺隼雄から佐野の豪農岩崎佐十郎への書簡であり、文意から見て尚義会結成の主唱者はこの辺りにあったように推測される。又文末の日付、一二月七日は、可能性としては明治一四年、一五年の両方がありにわかには断定し難い。一四年末とすれば、岳南自由党の結成準備をにらみつつ、それと併行して尚義会結成の動きがすでに始まっていたことになる。一五年末とすれば、一五年初頭以来の岳南自由党の結成及びその活発な活動(但し形の上では岳南自由党は六月に解散)に対する反動ということになる。いずれにせよこうした岳南自由党―尚義会という対抗的な潮流の生まれる中で、一五年一二月四日、愛郷社は解散広告を出す。

資料276は竖帳形式の冊子であり、そこに尚義会結成の趣旨が反民権にあることが明瞭に述べられており、「国会勅諭ノ全體ヲ遵奉ス」とあるところなどから、自由党―岳南自由党に対する対抗を企図しているらしいことが看取されよう。又同冊子には会員の名簿も記載されていて貴重である。そして資料277はこの冊子の封入されていた封筒の表書きであり、その日付の一六年二月頃が尚義会の結成の時期であったろうことが推測される。

(二) 貧民党とその背景

(一)で見たような諸潮流の対抗はその担い手から見れば大体に於いて地主・豪農や知識層であったと考えられる。この動きが村の一般自作農や貧農・小作層などにどの程度の共鳴を得ていたかは自ずと別の問題である。むしろ同じ時期、地主・豪農層と貧農・小作層との階層ないし階級的な分離が確実に存在し、そこに一定の緊張関係が発生してい

たと言える。

明治以後の当地域の階層や階級分化の実態についての包括的な研究は無いと言ってよく、基礎的研究の裏付を欠くのではあるが、そうした階層や階級の分化を前提としてよく説明できる現象が、すでに松方デフレ以前から見られる。資料278、279はそうした地主・小作間の対立を如実に示している。又資料280は村を出所不明の回章が飛び交うと言うのであり、そうした事態も右のような緊張関係を背景にしているのではなからうか。出典は千福村戸長役場の沼津警察署宛の上申綴であってみれば、当時の村の指導層がこれを村の秩序を害するものとして大いに氣遣っていたことがうかがわれるのであり、「天狗回章」なる名称には恐らくそう名付けた民衆の威嚇あるいは誇りを讀みとってよいのかも知れない。

こうした一定の階層ないし階級的な対立が存在したところに一八八二(明治一五年)以降松方デフレが直撃し、対立は深刻な様相を帯びてくる。それは早くも資料282の如く一八八三年末「御厨地方人民」の御厨銀行に対する借金の無利息年賦返済の要求として顕在化する。資料281はこれに対する銀行側の緊張に満ちた対応を示す(高橋前掲書参照)。

さて、松方財政の下で窮迫した農民や小作層の動きは、一八八四(明治一七年)年末から翌年春にかけ急速に活発化する。それは集団的な行動を取るに至り、貧民党、貧困党、借金党などと呼ばれるようになる。以下この関係の資料を年代順に並べてあるのであるが、説明に当っては、便宜上、項を分けて解説することにした。

① 貧農・小作層の動向 資料283、284、289、297、300、305、308等はいずれも貧農・小作層の動向を示す。その参加人数、参加村数等は色々であるが、ともかく一八八四(明治一七年)一二月末以来相当の規模で集団的行動を取っていることが知られる。その要求は基本的には債務の一定期間の無利息据置とその後の割賦返済であったようである。行動的に

はかなり切迫した情況が生じたこともあるようであるが債主に対する直接的な暴力、暴動といった段階にまでは至らず、又それに続いて官憲との直接的衝突といったこと迄にはならなかったようである。そうして資料308の一八八五年四月の鎮静報道を最後に資料的には跡を絶つ。

㊦ 銀行への押し出し ㊦で述べた如く基本的には借金返済猶予が目的であってみれば、貧民党の矛先は当然銀行に向く。その種の記事は㊦の中にも散見するが、資料285、288、291〜293はその関係の資料である。先述の如くすでに一八八三(明治一六)年末襲撃の情報に警戒をしていた御厨銀行は、八四年末以降の貧民党の高揚の渦中で本店を御宿から沼津に移す(285)。貧民党の対象は同銀行ばかりでなく、伊豆銀行、三島銀行、大場銀行などに及ぶが、時には銀行の廃止を議したとも報じられている(292)。

㊧ 債主、官憲の対応 こうした貧民党の動きに対し、債主側の対応は時には「貧民救助の原則」を設けたり(286)、貧民党と約定を結んだり(287)、警察に情況を通報して救援を求めたり(290)、慈善を施したり(301)、と様々である。その中では湯山柳雄が元老院に建白書を提出しているのが異彩を放っている(294)。これによってみれば柳雄はことに「中人」以上の有産層が没落の危機にひんしていることに危機感を抱き、その実情を統計的に立証しつつ救済を嘆願している。その実父の湯山半七郎の日記によれば、この建白書は県下の官憲筋にも伝達されたようである(295)。

対応の第二は官憲のそれである。資料296は駿東郡長の論達であり、資料309は警察の対応の例である。前者は新聞でも紹介されるが本資料編では御宿区有文書から引いた。

㊨ 新聞、識者の論評 貧民の蜂起についての、新聞、識者のまとまった論評がある。

『函右日報』では右の郡長論達に対し三回にわたり徹底した批判を加えている(302〜304)。貧民困窮の原因は郡長の

言の如く明治一二、三年頃の米価騰貴による奢侈にあるのではなく、近年の米価の暴落にあるとの主張であり、貧民蜂起の原因論の一つとしても興味深い。貧民に対して注ぐ目が暖かいことも注目される。

資料310～313は『静岡大務新聞』の記事であり、ここでは原因を土地価格の高騰に接して負債してまで土地を購入したのが、土地価格の下落により裏目に出たのと、増税による圧迫との二つに求めている。

以上の資料を見る限り、静岡県下の貧民党蜂起を検討してこれを負債返弁騒擾の項に括った原口清氏の概括(同氏前掲書)は当地方にも適用されうるようと思われる。しかし貧民党の側からの陳述史料の類は依然発見されておらず、彼等の内面や蜂起を契機とする思想的展開といったものは全く不明であり、従って又直前までの思想的諸潮流との関係も殆んど全く分らない。民権派からの動きとして榊研三、大庭唯吉らが仲介に動いた形跡はあるものの(300)、他地域で見られたような貧民党との合流はないようである。当地の民権派にとって貧民党事件はその運動の一部ではなく、外部的な出来事であり、その限りでの試金石であったのかも知れない。これらのことは今後更に追求さるべき課題であるように思われる。資料314、315は、右の榊研三の資料である。

(岩崎 信夫)

九 明治の家

第三章第四節は明治の家についての資料である。日本近代史における家の研究は、明治民法下の家制度、あるいはその下で呻吟する女性の姿を明らかにすることに重心がおかれていた。しかし、そこでは明治の家の全体像を把握す

説
ることについてかならずしも充分ではなかった。そこで、ここでは明治の家を次の二つの視点からとらえ、資料を選
択した。(1)は、明治の家の構造をとらえることである。(2)は、明治の家に生まれた人の一生を人生儀礼の節目によっ
て追って行くことである。

最初に、(1)の明治の家の構造を示す資料を解説する。

家はそれのみで独立していたのではなく、同族団の構成要素でもあった。一八七三(明治〇)年二月「本分家一族定
書」(485)は祝儀・不祝儀のとき、同族団のなかで本家と分家との間の付き合いのしかたを取り決めた文書である。

分家や相続のありようからも家の実態を看取することができる。一八七四(明治七)年五月「隠居相続取定」(486)は
戸主が家督を譲り隠居するとき、隠居が「隠居面」として分与された土地を記した文書である。一八八四(明治一七)
年二月六日「家督相続願書」(489)も長男の相続ではなく、兄弟の相続を示す資料である。これは、明治の家がかなら
ずしも長男のみを単独の相続人としていなかったことを示している。

家の構成員は血縁者のみではない。家を労働と経営の単位としてとらえれば、家は奉公人・子守など非血縁者まで
をも含む社会組織である。一八八三(明治一〇)年一月二十八日「年季雇人引受の証」(487)は年季奉公をする男性の契約書
である。一八八三年旧正月「奉公人請状の証」(488)は年季奉公をする女性の契約書、一八九六(明治二九)年一月四日
「子守雇人の証および雇人規則」(492)は年季奉公のなかでも子守をする娘の契約書である。資料⁴⁹²には奉公人規則も
添付されており、明治の奉公人の存在形態を示す貴重な資料といえよう。

社会的存在としての家は、国家と無縁な存在ではない。日本近代において家と国家をもっとも根本的なところで結
びつけるのは戸籍であり、その最初は一八七二(明治五)年壬申戸籍である。一八九〇(明治二三)年九月十五日「離縁復

籍届〔490〕と一八九一（明治二四）年七月二八日「縁組届」（491）は、離縁と婚姻の届出であるが、本来私的行為であるはずの縁組が国家に届出をさせられている。戸籍を通して、家をめぐる私的行為が管理されているのである。

一九〇〇（明治三三）年二月「遺書草稿」（493）は、これを記した渡辺嘉六郎が来るべき死を予測して葬儀などの細かい注意を書き連ねたものである。財産分与など家の存続に大きくかわることを記したものではないが、現在のように病院、葬儀屋によって管理された死ではなく、死を自己管理しようとする自我のあらわれを看取することができよう。次に、(2)の明治の家に生まれた人の一生を示す資料を解説する。資料選択にあたっては、人生儀礼についての横帳が多数残されている麦塚の勝俣家文書を主に利用した。

裾野市域で明治の家に生まれた男性は、誕生から多くの人生儀礼をくりかえし、死に至ることによってやがてその家の先祖として祀られて行くことになる。死のちも一回忌、七回忌、二五回忌、五〇回忌など年忌をくりかえし、純化された靈魂に昇華するのである。

一九〇二（明治三五）年三月三日勝俣藤雄が誕生した。「勝俣藤雄誕生祝の覚」（494）はそのとき祝いに贈られた金品の覚書である。そのあとも同年旧暦三月三日雛祭り、五月五日端午の節供の祝いがおこなわれ、祝いの金品が勝俣家に贈られた。一九〇二（明治三五）年三月三日「勝俣藤雄雛祭・五月節供祝・ほうそう見舞の覚」（495）はその覚書である。これらの贈答の存在は、勝俣藤雄というひとりの人間の誕生が彼個人や勝俣家だけの出来ごとではなく、勝俣家と関係をもつ家々の連合のなかでの存在であったことを示している。人間の誕生と成長は個人的出来ごとであるのではなく、社会的存在であったのだ。なお、資料中の「ほうそ見舞」とは「ほうそう見舞」のことであり、裾野市など静岡県東部ではほうそう団子（饅頭）と呼ばれる円錐形の団子の贈答がおこなわれる。資料中の「ほうそもち」がそれであ

勝俣藤雄は子供として成長しやがて一九〇五年明治三八)年一月一日三歳祝、一九〇九(明治四二)年一月二六日七歳祝がおこなわれる。現在の七五三である。一九〇五年一月一日「勝俣藤雄三歳祝の覚」(496)、一九〇九(明治四二)年一月二六日「勝俣藤雄七歳祝の覚」(497)は、そのとき祝いに贈られた金銭の覚書である。誕生祝、旧曆三月節供、五月節供のときは物品の贈答もあったが、三歳祝と七歳祝は金銭の贈答ばかりである。

やがて勝俣藤雄は若者となり、一九二六(大正一五)三月一三日二四歳にて結婚する。「勝俣藤雄祝言祝の覚」(500)は結婚式全般についての覚書である。結婚式のときの支出と結納目録、そして親戚などからの金銭の贈答が記されている。その後、彼は勝俣家を相続し戸主となり、一九八二(昭和五七)年一〇月二日八〇歳で亡くなっている。戒名は広源院藤山徳明居士である。現在七回忌までは済まされており、やがて裾野市域の人々が重視する五〇回忌が過ぎれば、勝俣家の先祖として純化されたカミとして祀られる存在となるであろう。

勝俣藤雄の葬儀や年忌についての文書は調査されていないので、葬儀についての文書として同じ勝俣家の一九一六(大正五)年八月二三日「慈眼院本光源隆居士忌中見舞の覚」(498)を、年忌についても勝俣家の一九二六(大正一五)年二月二六日「紹光院興室貞栄大姉二十五回忌・孝順院玉芳重艶禪童女七回忌の覚」(499)を掲載した。いずれも見舞の金品の贈答がおこなわれている。

明治の家に生まれた個人は、独立した個人であったのではなく、家々の連合のなかでの存在として生き、死を迎えることにより、やがてその家の先祖となる一生であった。

一〇 村と戦争

明治維新から一九四五年の十五年戦争の敗戦まで、近代日本の歴史は軍事国家としての発展をめざしたものであった。戦後の再軍備を考慮の外へおくとすれば、一九四五年日本の敗戦は軍事国家としての近代日本の一応の終止符であった。本編で掲載した戦争関係の資料は、軍事国家としての近代日本が形成され、日露戦争を経て確立してくる、軍事国家近代日本の前半期の資料である。一九一〇年代以降一九四五年日本の敗戦まで、後半期の資料については『資料編近代Ⅱ』で掲載する予定である。

本編の資料は軍事国家としての体制や戦争を直接的に示すものを選択していない。裾野地域の村々で生活する人々にとって、軍事国家としての近代日本はどのようなものであったのか、あるいは日清戦争と日露戦争という二つの対外戦争は村々にどのような影響を及ぼしたのか。それらを如実に示す資料を選択している。いわば、村人の眼の高さから見た軍事国家近代日本の様相である。

一八七三(明治六)年、近代的軍隊形成のために徴兵令が制定された。実際に徴兵が実施されたのは、東京鎮台では同年から、大阪、名古屋鎮台は一八七四(明治七)年から、その他の鎮台は一八七五(明治八)年からである。これにより、旧藩兵による軍隊から徴兵による軍隊への転換が急速にすすめられる。明治政府にそれを急がせたのは一八七七(明治一〇)年一月から九月までの西南戦争である。

徴兵令から西南戦争前後の資料は第一章第六節の(2)に掲載している。

一八七七(明治一〇)年一月「明治一〇年国民軍書上げ 金沢村」(155)は西南戦争勃発の同月、金沢の一七歳から三九歳の男性の氏名を書き上げた名簿である。静岡県令大迫貞清に差し出されており、徴兵を前提とした政府による人間把握である。そのほか上ヶ田、定輪寺(桃園)、千福、大畑、富沢、今里、御宿、葛山、佐野、下和田、須山の「国民軍書上げ」が残されており、この資料は文書としての一例である。金沢も含めて「明治一〇年国民軍書上げ」として統計表にしたので参照されたい。一八七七(明治一〇)年三月三日「徴兵家族書 深良村」(156)は徴兵該当者の家族調査である。徴兵されたのが次男であることに注意する必要がある。一八七三年徴兵令は国民皆兵ではなく、戸主および戸主たるべき者、おおむね長男は免除されていたのである。

しかし国民の義務とされた兵役に対して、全国的に徴兵忌避あるいは逃亡が蔓延した。これは当該時期のみならず十五年戦争の敗戦まで一貫して日本社会の裏面に存在した。一八七七(明治一〇)年三月三日「徴兵適齢の者逃亡の儀につき届書」(157)は、徴兵忌避を目的とする逃亡がすでに存在したことを物語る資料である。一八七八(明治一一)年一月二〇日「徴兵代人につき約定証」(159)も事実上の徴兵忌避である。しかもこの徴兵忌避は個々人によるもののみならず、葛山ほか一ヶ村ぐるみで代替人を立て、徴兵忌避をおこなっている。冒頭の「徴兵役被仰出候処、新規ノ事故銘々皆恐レ」の文言には、当時の裾野市域の人々の徴兵令への素朴な感情が表出していると考えてよいだろう。いっぽうで軍事国家としての近代日本は一貫して戦病死者を「英霊」として祀り、その精神的結合紐帯として利用してきた。その祭祀の頂点が靖国神社である。その原型である招魂社は一八六八(明治元年)京都に、一八六九(明治二年)東京九段に設置、のち一八七九(明治一二)年靖国神社となる。これらは安政の大獄以来戊辰戦争までの戦病死者を祀ったものであり、各県にも招魂社が設置されている。

明治10年 国民軍書上げ

	上ヶ田村	定輪寺村	千福村	大畑村	富沢村	今里村	御宿村	葛山村	金沢村	佐野村	下和田村	須山村	計
17歳	2	6	2	1	1	3	6	3	3	8	5	8	48
18歳	1		2	1	3	1	3	4	3	10	2	10	40
19歳	1		3	1	1		5	5		4	9	4	33
20歳	3		7		3	2	4	5		9	3	9	45
21歳	1					6	5	6	1	6	4	6	35
22歳	3			1	5	3	3	8	2	7	3	7	42
23歳	1		6	1	2	7	2	6		8	3	8	44
24歳	2	1	1		1	2	4	3	1	3	3	3	24
25歳	3	1	3	1		3	4	6	2	2	3	2	30
26歳			2			4	1	2		7		7	23
27歳			2		1	3	6	4	1	7	4	7	35
28歳	3		3	3	2		4	1	1	5	4	5	31
29歳	2		3	1	2	1	6	3		5		5	28
30歳	2	1	1		3	2	1	4	1	4	2	4	25
31歳	1	1	3	1		3	2	2	1	7	2	7	30
32歳	2		1	1	1	3	4	2		9	5	9	37
33歳	1		2		2	2	2	6	1	4	2	4	26
34歳	4	1	5		5	2	1	3	2	6	6	6	41
35歳			3		3	1	4	6		6	1	5	29
36歳	1		2		2	1	2	1	1	1	3	1	15
37歳	1	1	2		2	1	2	4	1	3	3	3	23
38歳			2	2	2		2	11	1	1	1	1	23
39歳	1		1				3		1	4	4	4	18
40歳			1	3	2		1			4	3	4	18
	35	12	57	17	43	50	77	95	23	130	75	129	743

* 各村『国民軍書上』(明治10年)による。

一八七五(明治八)年四月七日「戊辰戦争戦死者埋葬墳墓の調査 麦塚村」(154)は戊辰戦争戦病死者を祀るための調査書である。また、豪農層による神道への崇敬が盛んな裾野市域では、南朝方の武士二条為冬などを祀った佐野原神社が一八七六(明治九)年豪農層によって建設され、そこに定輪寺村出身の大石鉄藏なる人物を祀った招魂社(墓碑)がつくられる。一八七八(明治一)年九月二四日「西南戦争戦死者のための招魂社建築願」(158)はその建設願書である。この招魂社は口絵写真に掲載したので参照されたい。

一八七三(明治六)年徴兵令は兵役免除項目が多く、そのために動員能力が弱体であった。西南戦争はそれを暴露し、西南戦争後の一八七九(明治一二)年と、朝鮮をめぐり清との緊張が高まった千午事変の翌年の一八八三(明治一六)年、それを補うために徴兵令改正が実施される。二度にわたる改正の結果、ほぼ国民皆兵が実行に移されることになる。

二度めの徴兵令改正から日清戦争までの資料は第二章第六節の(2)に掲載している。

一八八四(明治一七)年二月一七日「徴兵令改正」(355)は駿東郡長からの徴兵令改正の通知である。徴兵令改正と、同年一二月甲申事変がおこったことにも示されるような清との緊張の高まりは、逃亡など徴兵忌避を増加させた。一八八四(明治一七)年二月二〇日「徴兵逃れに対し注意」(356)は、徴兵忌避を防ぐよう命令した駿東郡長からの指令である。これによると当時、静岡県下に徴兵忌避のため四百余名もの逃亡者・意図的犯罪者がいたことがわかる。

しかし、いっぽうで、村々では軍事後援活動が展開されるようになる。軍事後援活動は日清戦争を経て、日露戦争で大々的に展開するが、日清戦争前でも少しずつおこなわれるようになっていた。一八八八(明治二二)年八月一五日「献納金取扱手続」(357)は村落レベルでも軍事献金がおこなわれたことを推定させる資料である。もっともこの資料は雛型であるため、実際に献金がおこなわれたかどうかを確定することはできない。一八九一(明治二四)年一月一

五日「徴兵入営者送別会趣意書」(358)は旧富岡村青年会が現役入営者の送別会を開催した資料である。青年会の軍事後援活動は日露戦争に際して本格的になるが、この資料は青年会が軍事後援活動をおこなっている事例としてもっとも早い時期のものであろう。

一八九四(明治二七)年八月一日、日清戦争がはじまる。それに対して村落レベルでも戦勝祈願、出征留守家族扶助、戦死者慰霊祭、凱旋軍人歓迎会など多くの軍事後援活動が展開する。一八九四(明治二七)年八月一三日「戦勝祈願祭執行通知」(359)は開戦直後の八月一日佐野原神社にて戦勝祈願祭がおこなわれたことを示す資料である。一八九四年八月「応召軍人家族保護規定」(360)も開戦直後の八月、出征者を想定してその場合の留守家族保護を取り決めた資料である。一八九五(明治二八)年四月二一日「慰問文」(362)は、「大日本静岡県愛国尽忠団本部」なる団体が出征留守家族に対して贈った慰問状である。

一八九四(明治二七)年二月一九日「戦死者慰霊祭通知」(361)は、日清戦争における戦死者の慰霊祭を示す資料である。この資料では差出人が「泉村長」であり、日露戦争のときにおこなわれる村葬が行政村を単位とするのと同様に、行政村が主導して慰霊祭がおこなわれている。一八九五(明治二八)年八月七日「凱旋軍人歓迎宴会」(363)は、日清戦争における凱旋兵士への歓迎会である。

第三章第六節の(2)は在郷軍人と大野原の演習場についての資料である。

兵役を終了しているが、戦争に際して応召されるべき義務を負っている軍人を在郷軍人という。この在郷軍人が各地で軍事国家日本を支える在郷軍人会を組織する。日清戦争に際して在郷軍人会、尚武会といった名称の軍事後援団体が各地につくられ、さらに日露戦争でその活動が本格的になる。帝国在郷軍人会として全国組織が完成するのは日

一九〇四(明治三七)年「帝国在郷軍人会富岡分会の歴史(抄)」(568)は旧富岡村の在郷軍人会についての資料、一九〇四(明治三七)年八月二三日「帝国在郷軍人会小泉分会の歴史(抄)」(572)は旧小泉村の在郷軍人会についての資料である。これらはいずれも在郷軍人会が日露戦争に際して組織されたことを示す。旧富岡村の在郷軍人会は一九〇四(明治三七年)二月八日、旧小泉村のそれは一九〇四年一月発会である。日露戦争が正式に開始(宣戦布告)されたのは一九〇四年二月一〇日(日本軍の軍事行動はすでにそれ以前におこなわれていた)であるから、いずれも日露戦争の開戦が必至となっている状況のなかで組織されたと考えてよいだろう。

一九〇五(明治三八)年九月五日ポーツマス条約の締結で日露戦争は終結する。戦費は一九〇三年度予算の約七倍である約一七億円を費やし、しかもその大部分は外債によってまかなわれていた。戦病死者数は約一〇万人余(日清戦争は約一七千人)である。日本にとっていちおうの勝利であったとはいえ、日露戦争は当時の日本社会へ多大な影響を及ぼすことになった。一大債務国となった日本は多大な負担を国民に向け、戦争への国民の動員は多数の戦病死者の存在とあいまち、社会矛盾を内訌させていく。

それを糊塗し、国民統合をおこなうために明治政府がおこなった代表的政策が、一九〇八(明治四二)年戊申詔書を指針とする地方改良運動である。一九一〇年帝国在郷軍人会の発会もそのひとつであり、日露戦後の在郷軍人は、明治政府が遂行する国民統合の重要な要素でもあった。旧富岡村在郷軍人会、旧小泉村在郷軍人会、両者とも一九一〇年全国組織としての帝国在郷軍人会が発会するにともない、帝国在郷軍人会に組み込まれ、その「分会」として組織替えをおこなっている。旧富岡村在郷軍人会は「帝国在郷軍人会富岡村分会」、旧小泉村在郷軍人会は「帝国在郷軍

人会小泉村分会」となる。後者は一九一〇年以降毎年三月一日招魂祭をおこなっている(568、572)。三月一日は陸軍記念日である。一九一〇(明治四三年)九月八日「在郷軍人会状態調査 須山村(571)は、この地域の在郷軍人会を管轄する静岡連隊区(静岡歩兵第三四連隊)から旧須山村長への、旧須山村在郷軍人会についての調査依頼の回答である。旧須山村在郷軍人会を帝国在郷軍人会へ組み込むための準備であったと考えてよいだろう。旧須山村在郷軍人会では年三回総会の開催と銃剣術の訓練、招魂祭の実施、入営者への送迎などをおこなっている。

また、在郷軍人は戦闘を体験しているがゆえに、厭戦、非戦、反戦などの感情や理念を抱かぬよう、管理の対象とされた。一九〇七(明治四〇)年七月二三日「軍人行賞賜金消費額調査」(569)は在郷軍人となった日露戦争出征者の賞金の使途までもが調査されていることを示す資料である。一九〇七年八月二日「兵事関係調査報告」(570)は、在郷軍人の動向、一般村民の軍事への感情の調査である。

裾野市と御殿場市とにまたがる現在の陸上自衛隊東富士演習場は、戦前は陸軍の演習場であった。ここがはじめて射場として使用されたのは一八九九(明治三二年)であり、砲兵学校・砲兵連隊の実弾射撃場に使用された。演習場としての使用が本格的となるのは日露戦後である。日露戦後の軍備拡張にともない、習志野の演習場が不充分になったため、ここに演習場としての機能が移転してきた。一九〇七年から翌年にかけて御殿場市板妻・滝ヶ原に演習場廠舎が建設されている(『御殿場市史 第六卷』三二五—三二六頁)。

一八九九年「演習実施上の事務について」(573)は、演習場が使用されはじめた年に駿東郡長から関連町村にあてた通達である。町村吏員と近隣住民への注意事項が細かく記されている。軍隊の通行上の注意、兵隊への物品販売の規制、一般民家へ宿泊の際の注意などである。伝染病発生時の通報が義務づけられていることも興味深い。

日露戦後一九〇七年から一九〇八年、演習場の使用が本格的になる。『静岡新報』の記事、一九〇八(明治四二)年五月九日「大野原砲台建設」(574)と一九〇八年八月二五日「大野原砲台竣工 明年四月より執行」(576)はそれを端的に示す資料である。演習場の頻繁な使用は付近住民の生活とも密接にかかわりあうようになる。一九〇八年八月二〇日「実弾射撃に関する危険予防心得」(575)と一九一二(明治四五)年七月五日「板妻演習場実弾射撃施行について」(578)は、演習場の使用にあたっての付近住民への注意である。資料575と一九一二年五月一〇日「発射砲弾破片の採集について」(577)は、演習場周辺の住民が砲弾破片の採集をおこなっていたことを示す資料である。なんらかの形で換金していたことと推定される。

第三章第七節は日露戦争をめぐる裾野市域村々の様相を示す資料である。

日清戦争終結後、明治政府は対露戦争にむけての大規模な軍備拡張を実施する。一八九六年度から三年間で完成した六箇師団および騎兵二旅団、砲兵二旅団を新設である。この軍備拡張に際して、既設の名古屋第三師団に歩兵第三四連隊が新設される。一八九六(明治二九)年二月豊橋の第一八連隊内に新設され、翌年三月静岡市へ移転、翌一八九八年二月三大隊が編成され、連隊としての陣容を整えている。それまで静岡県には連隊はなく、徴兵された兵隊は豊橋の第一八連隊へ入隊するのがふつうであったが、これにより、静岡県出身者は静岡市の歩兵第三四連隊に入隊することが一般的になる。

一九〇一(明治三四)年九月一三日「静岡県人の尚武心について」(579)は第三四連隊が新設されたからであろう、第三師団長から静岡県あてに好戦の気風を喚起するよう注意した資料である。静岡県人が「尚武心ニ欠セル実アル」と述べているのは興味深い。徴兵のがれも相変わらず頻繁であった。一九〇二(明治三五)年一月二四日「徴兵適齢者、

行方不明(580)は、徴兵検査前に事実上の逃亡をおこなっている若者が存在することを示す資料である。一九一〇(明治四三)年四月八日「小学校教員の徴兵のがれに對する注意(582)は、裾野市域の実態を示したものではないが、師範学校卒業小学校教員の徴兵忌避を禁止しようとした通達である。師範学校卒業小学校教員は短期現役制によって、一般の徴兵と区別されていたが、日露戦後には短期現役制をも忌避しようとする若者が出現していたのである。

明治政府にとって応召の対象となる在郷軍人は、その動向を常に把握しておかなければならない存在であった。実際の戦争に際しては、補充兵として応召される在郷軍人が重要な戦力であった。一九〇二(明治三五)年一〇月七日「在郷各兵の調査について 須山村(581)は、須山における日露戦前の在郷軍人の調査であり、一九一二(明治四五)年四月二〇日「兵事調査事項(583)は同じ須山における日露戦後の在郷軍人の調査である。後者で注意すべきことは、在郷軍人会と青年会とが連携する必要があると説かれていることである。

一九一三(大正二)年一月一日「海軍志願兵に関する調(584)と一九一三年五月一七日「壮丁検査施行に関する心得(585)は、日露戦後の青年会が徴兵について有効な団体となるよう当局より指示された資料である。前者では「徵募上有効ト思惟スル参考事項」について「本項ハ青年会ニ於テ時々奨励シ、青年ノ志氣ヲ海軍思想ニ感化スル最モ良作ナリ」と記され、後者でも「各町村青年会長」へあてて徴兵の心得を徹底させるよう指示がおこなわれている。

一九〇四(明治三七)年二月日露戦争がはじまる。「日露戦争の回想(586)は開戦直後、村々でも戦争に熱狂する様子がえがかれた回想である。当時高等小学校四年生の著者が「捷報捷報又捷報で随分大騒ぎしたものです」と記すのは、子供のみならず裾野市域の人々の一般的な姿であったであろう。戦争のはじまりは、村人を次々と応召させて行った。一九〇四年三月一日「応召軍人出発(587)は、旧泉村役場から麦塚の常設委員あての出征者への見送りについての

報せである。「有志者見送ノ方ハ礼服用」と定められている。一九〇四年三月一日「出征軍人送迎に關し費用節約の通達」(588)も、出征者の見送りについての資料であるが、「浮華ニ流ル、ヲ戒メ、其費用ヲ節約」するべきであると通達がなされている。

一九〇五明治三八年二月「小泉村出征軍人一覽表」(589)は、日露戦争終結三ヶ月後の時点で、旧小泉村からの出征者全員を書き記した資料である。内地勤務も含めて三六名が出征している。この時点で除隊者は二四名である。旧小泉村からは合計六〇名が出征したことになる。戦病死者は凱旋後死亡した岩田甚作を除き、この一覽表には含まれていない。旧小泉村の戦病死者は九名である(統計図版6参照)。

出征者と村々に残るその家族・友人との間には数々の手紙が往復した。十五年戦争の出征者の手紙については、『戦没農民兵士の手紙』や『きけわだつみの声』などが有名であるが、日露戦争のときの手紙についてはこれまで紹介されることが少なかった。日露戦争期の出征者の手紙と十五年戦争期のそれとを比べてみると、共通点と異なる点がひとつずつあることに気づく。共通点は生業である農業についての記述が非常に多いことである。異なる点は日露戦争期の手紙は軍事郵便として検閲を受けながらも、軍隊での生活や戦闘の経過を詳細に記すなど、十五年戦争期にはとうてい考えられないような手紙がかわされていることである。

資料591は下和田の杉本清住家に残された日露戦争期の軍事郵便(ハガキ)である。養蚕、萱刈り、炭焼きなど、農業についての話題が豊富である。出征者も留守家族も、双方とも生活への関心が胸中から去らなかったのである。御宿の湯山芳健家に残された湯山半七郎あての軍事郵便は軍隊での生活や戦闘内容をよく伝えている。「梶志津雄の湯山半七郎あてハガキ」(590)は一九〇四年か一九〇五年のものであろう、近衛歩兵第四連隊に補充兵として入隊した梶

志津雄がその軍隊での生活を綴ったものである。「郷里に有りし時ニ異り、軍隊生活は非常に苦しみものに有之候」、「例へ国民の務とは申ながら実に毎日七時間も教練され其他の用事に使用されては殆ど閉口仕り候」という文言は、軍隊での厳しい生活を端的に伝えている。

「渡辺潔の湯山半七郎あて書簡」(592)は戦地からの軍事郵便である。沙河会戦について記されていることから、一九〇四年一〇月以降のものである。「海野忱作の湯山半七郎あて書簡」(593)も戦地からの軍事郵便である。これも年不詳であるが一九〇四年のものと推定される。

戦争は当然のことながら戦病死者を出す。統計図版6に紹介したように、現在確認でき得る範囲で裾野市域の戦病死者は、旧須山村三名、旧富岡村九名、旧深良村二名、旧小泉村九名、旧泉村四名、合計二十七名である。戦病死者に対しては村葬がおこなわれた。一九〇四(明治三七)年六月三〇日「日露戦争中の戦病死者に関する諸規定」(594)は、旧泉村、旧小泉村、旧深良村、旧富岡村、長泉村(現、長泉町)が共通に定めた戦病死者に葬儀についての規定である。村葬の言葉は使われていないが、村葬についての取り決めであると考えてよいだろう。

日露戦争では静岡県の出征者は歩兵についておおむね静岡歩兵第三四連隊に属していた。第三師団に属する静岡歩兵第三四連隊は第二軍に属し、一九〇四年五月遼東半島に上陸し、中国東北地方に向けて軍を展開する。六月得利寺会戦、八月遼陽会戦、一〇月沙河会戦、一九〇五年三月奉天会戦を戦っている。統計図版6によってもわかるように、多くが静岡歩兵第三四連隊に属する裾野市域からの出征者の場合、ほとんどの戦病死者はこれらの戦闘のときであった。なかでも、第二軍の従軍記者であった小説家田山花袋をして、「惨憺たる光景は実に人をして戦慄せしむるばかりであった。(中略)遼陽―ことに首山の戦は実に激烈で、到底今までに類が無い相だ」(『第二軍従征日記』一九〇五

説
年一月)といわしめた遼陽会戦、なかんずく首山堡の戦いは、静岡歩兵第三四連隊を事実上全滅させた。関谷連隊長のちに文部省唱歌「橋中佐」(『尋常小学唱歌(四)』一九二二年)にも唄われた橋大隊長も戦死している。統計図版6に記載した裾野市域の全二七名の戦病死者のうち、一五名が首山堡における戦死である。

一九〇四(明治三七)年九月二四日「遼陽攻撃戦死者報告(595)は、この遼陽会戦で戦死した旧須山村の渡辺竹治の戦死報告書である。現在も須山には口絵写真に掲載したように、この渡辺竹治を含め合計三基の日露戦争戦病死者の墓が並んで残されている。一九〇四年一月二四日「小泉村戦死者合葬式」(596)、二六日「須山村戦死者合葬式」(597)、二八日「泉村戦死者合葬式」(598)は、村葬の通知である。これらの通知の戦病死者もほとんど遼陽会戦の犠牲者であった。一九〇五(明治三八)年一月二九日「戦死者村葬行列次第」(599)は、旧富岡村御宿における村葬の一例である。

一九〇五(明治三八)年九月日露戦争は終結する。一九〇五年一月三日「凱旋通過軍隊歓迎規定」(600)は、凱旋する軍隊への歓迎についての通達である。停車場での歓迎方法についての注意がおこなわれている。一九〇五年一月二六日「忠勇徽章贈呈標準」(601)は、日露戦争での傷痍軍人への勳章授与についての通知である。一九〇六(明治三九)年一月一八日「靖国神社合祀について」(602)は、日露戦争における直接的戦病死ではなく、間接的に戦争に関連して死亡した人々を靖国神社へ合祀するための通知である。一九〇八年三月二七日「日露戦争戦利品下附願」(603)は、旧須山村が戦利品「下付」を願い出た資料である。現在、須山には戦利品の残存はなく、これが実行されたか否かは不明である。

日露戦争への出征者をもった留守家族、あるいは戦死者を出した家族は生活に困窮することが多かった。それを糊塗するためにおこなわれたのが、留守家族や遺族へのさまざまな形の援助である。一九一六(大正五)年七月「日露戦

争特別賜金管理規定」(604)は、時期的には日露戦後一〇年以上を経ているが、日露戦争出征者への一種の「恩賞」である。土地購入を半ば強制している。

一九〇四(明治三七)年「下士卒家族救助令施行に關する必要事項」(605)と一九〇四年四月二二日「出征軍人家族保護について」(606)は、旧須山村役場が出征留守家族への救護を指導したことを示す資料である。資料605では、家族救護はまず親族・知己や隣保相互扶助によっておこなわれるべきであるとしている。基本的には、国家が留守家族の生活を保障することはなかったと考えてよいだろう。資料606も旧泉村役場が留守家族への救護方法を具体的に定めた資料である。労働力提供による相互扶助が推奨されている。一九〇五(明治三八)年九月二九日「傷病者生活状態調査」(607)は戦争終結(九月五日ポーツマス条約)直後、旧須山村における傷病者と戦病死者の遺族についての調査である。遺族については、「生活上全ク救護ヲ要セズト認ムル者」が三家族となっている。

全国レベルでみたとき、日露戦争は日本国民が熱狂した戦争であった。平民社に拠る社会主義者や、キリスト教者内村鑑三の非戦論があったが、日本国民の趨勢は戦争協力に傾いていた。一九〇四年二月日露戦争の開始は、日本国民に「自発的」戦争協力を一気に展開させることになる。戦意高揚、戦争記念植林、毛布献納、慰問、勤儉貯蓄、祝勝会など多様な戦争協力がおこなわれている。

旧須山村役場文書に残された年不詳「日露戦争に關する国民の善行美談調査標準」(608)は、戦争「美談」が戦意高揚をおこなう機能をもつものであったことを示す資料である。一九〇四年四月八日「戦意高揚の公開演説」(609)は、日露戦争開始二ヶ月後、旧泉村農会が戦意高揚の演説会を開催した資料である。一九〇四年九月一六日「戦時記念林の植付」(610)は、日露戦争を記念して旧須山村が植林をおこなったことを示す。「須山村基本財産及学校基本財産」と

説 して植林がおこなわれている。

解

冬季敵寒の中国東北地方を主戦場とする日露戦争では、軍事協力として全国協力として全国的に毛布(ケット)の献納が推奨された。一九〇四年一月一日「毛布募集取扱手続とその精神」(611)は、旧須山村長あてに送付された毛布献納勧誘の通達である。一九〇四年一月一六日「出征軍人防寒用毛布の献納について」(612)は、裾野市域でも実際に毛布の献納がおこなわれたことを示す資料である。「已ニ四隣ノ各村ハ何レモ多少献納者有之」と記されている。一九〇四年二月二日「軍隊慰問への心得」(613)は、旧須山村あてに送付された軍隊への慰問についての注意である。通達された望ましい慰問品として「新聞雑誌、軍歌、唱歌ノ類、紙、手拭、マッチ、煙草」、慰問の形態として児童の軍歌、婦女の唱歌、青年の音楽などが推奨されているのも興味深い。

一九〇四年二月二四日「戦地への賀状の廃止」(614)は、軍事郵便が増加し煩雑になることにより、その渋滞を防ぐため戦地への年賀状の発送を自粛するよう促した通達である。戦争に際して銃後の国民が勤儉貯蓄を自発的にこなうことは一般的である。一九〇五年「報国勤儉同盟規約」(615)は、下和田で勤儉貯蓄を申し合わせた規約である。節供、祭、家の普請祝いなど盛大な振る舞いがおこなわれるべき行事の質素節約が約束されている。

日露戦争のとりあえずの勝利によって、村々では祝勝会、凱旋兵士の歓迎会と招魂祭をおこなっている。とくに一九〇五年一月一日第三軍による旅順要塞の攻略は日本全国を熱狂させ、各地で祝勝会がおこなわれる。一九〇五年「旅順陥落 祝捷会諸費用」(616)は、旧富岡村御宿で旅順陥落の祝勝会がおこなわれたことを示す資料である。一九〇六年二月一七日「将兵会歓迎会などへの費用負担」(618)は、旧小泉村が招魂祭、凱旋兵士の歓迎会をおこない費用負担したことを示す。また、この資料は旧小泉村が駿東郡奨兵会、第三師団招魂祭へも費用の負担をしていることを

示している。

一九〇五年六月二一日「大麦収穫石数および購買について」(617)は、駿東郡から旧須山村あての大麦収穫高についての照会状である。おそらく、軍用に買い上げる目的での問い合わせであったと推定される。

日露戦争が終結したあと、日本全国で戦病死者を祀る忠魂碑が建立される。日露戦争の忠魂碑は、裾野市域では御宿の富岡生霊神社の「表忠碑」が唯一である(口絵写真参照)。一九一四(大正三)年五月一八日「忠魂碑宙に舞う」(620)は『静岡新報』の記事であり、ちょうど一九一〇年代旧富岡村内部で分村独立の騒動があり、その余波をかぶり忠魂碑建立が頓挫していることを伝えている。御宿の富岡生霊神社に「表忠碑」が残されていることから、結局は忠魂碑が建立されたと考えてよいだろう。

一九〇六年「日露戦争中のロシア正教会の扱いについて」(619)は、戦争中ギリシア正教への迫害禁止の通達である。迫害禁止が「外交上ニ不利益ヲ及ホス」ことを危惧しているのが興味深い。

(岩田重則)

あとがき

近代から現代にかけての資料の数は近世以前の比ではありません。多くの残された貴重な資料から細かに郷土史を伺うことができません。近代の時期は現在の社会・生活の諸基盤の整備、推進がされていったわけであり、行政区の変遷をみても当市域に該当する江戸の村々は、明治元年駿府藩の所屬から静岡藩を経て明治四年静岡県所屬になり、その後小泉村(明治二三年小泉・泉村に分割)、深浪村(明治二四年深良村)、富岡村が成立してきました。これと並行して明治七年には佐野郵便局が創設、各地域に小学校も開校されていき、東海道線「佐野駅」(現裾野駅)が明治二二年に開設されています。佐野駅は地方産業の発達とともに、農産物の発送駅としても重要性を高めて来ましたが、両毛線の佐野駅(栃木県)等と運輸事務上まぎれ易いとして大正七年に駅名を「裾野駅」と改称しています。駅名の由来は当時の駅長が村民の希望等を考慮して「裾野」とされたようです。

今回お届けします「資料編近現代Ⅰ」は第3回目の配本となります。「資料編深良用水」、前回配本の「資料編考古」も大変好評を得ており裾野市史編さん事業の多くの関係者の方々のご尽力、ご協力の賜ものと感謝しています。収集調査した近現代資料は約二万点余りで、限られた紙面のなかで「資料編近現代Ⅰ」へは明治から大正初期頃までの貴重な資料六二〇点を収録いたしました。掲載資料の選択にあたっては、担当の諸先生方も大変ご苦労をされましたが、近現代という時代が、人々の記憶に未だ新しい事実も多いことから懐かしくご覧いただける部分が多々あるかと思えます。本編を編集するにあたっては資料所蔵者をはじめ解読筆写へも多くのの方々のご協力いただきました。

あ と が き

深く感謝申し上げるとともに厚くお礼を申し上げます。

平成五年三月

市史編さん室長 長谷川 博

裾野市史編さん関係者

同 横山哲也 財政課長

同 真田利彦 企画調整課長

同 渡辺澄男 学校教育課長

市史編さん委員会

市史編さん専門委員

代表 有光友學 横浜国立大学教育学部教授

高橋 敏 国立歴史民俗博物館教授

中野国雄 日本考古学協会会員

福田アジオ 国立歴史民俗博物館教授

安田常雄 電気通信大学教授

四方一洙 国士舘大学教授

市史編さん調査委員

井口俊靖 加藤学園暁秀中学校教諭

石田義明 静岡県立葦山高等学校教諭

伊東誠司 一橋大学大学院社会学研究科院生

岩崎信夫 都立目黒高等学校教諭

裾野市史編さん関係者

委員長 高村 公 助役

副委員長 勝又 壽 学識経験者

委員 伊藤政秋 学識経験者

同 鈴木 強 学識経験者

同 芹澤充寛 学識経験者

同 羽田 勲 学識経験者

同 渡辺藤男 教育委員長

同 有光友學 専門委員代表

同 芹澤 仁 教育長

同 渡辺 恵 企画調整部長

同 西川久雄 総務部長

地区協力員

岩田重則 早稲田大学大学院文学研究科院生
 菊池邦彦 都立航空工業高等専門学校助教
 斎藤弘美 日本民俗学会会員

(旧村名)

坂本紀子 早稲田大学大学院文学研究科院生

西地区

植松甲子男 石脇村

柴雅房 静岡県立長泉高等学校教諭

杉山光正 佐野村

新谷尚紀 国立歴史民俗博物館助教

加藤信雄 大畑村

杉村 斉 三島市郷土館学芸員

水口清文 二ツ屋新田

関根省治 静岡県立富士宮北高等学校教諭

歌崎久作 定輪寺村

仁藤敦史 国立歴史民俗博物館助手

田口勝夫 富沢村

東島 誠 東京大学大学院人文学研究科院生

水口忠栄 伊豆島田村

松崎真吾 平塚江南高等学校非常勤講師

関野政雄 水窪村

松田香代子 日本民俗学会会員

中西保男 二本松新田

湯川郁子 一橋大学社会学部助手

杉山寛美 茶畑村

前田耕司 国士館大学文学部講師

東地区

(平成五年一月逝去)

(平成四年十月付 退任)

渡瀬 治 磐田市立長野小学校教諭

杉山繁雄 久根村

(平成五年一月付 退任)

藤原善次 稲荷村

渡辺 香 公文名村

同	同	同	富岡地区	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
勝又茂美	土屋誠吾	西島秀雄	杉本隆彦	増田一男	藤森茂良	長田稔	一之瀬和雄	高橋利治	小林秀年	倉澤秀雄	大庭三郎	井上丹令	星野直司	飯塚政高	芹澤文	清水四郎	茶畑村	茶畑村
御宿村	御宿村	千福村	今里村	深良村	深良村	深良村	深良村	深良村	深良村	深良村	深良村	岩波村	平松新田	麦塚村	茶畑村	茶畑村	茶畑村	茶畑村

同	同	同	市史編さん室長	教育次長	教育長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
主席主査	主幹	市史編さん室長	教育次長	教育長	教育長	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区
中野鈴子	倉澤庄次郎	長谷川博	川口陽市	芹澤仁	芹澤仁	土屋貞彦	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村	須山村
亀崎浩子																		

(平成四年十一月逝去)

同 事務員 濱田 明

同 事務員 永野武信

同 事務員 泉谷美保

本卷担当者氏名

○監修

四方一弥・安田常雄

○編集・構成

岩崎信夫・前田耕司・岩田重則・湯川郁子・坂本紀子

○校正協力委員

高橋 敏・関根省治・菊池邦彦・柴 雅房・井口俊靖

○筆耕・校正協力者

黒田康子 神奈川県逗子市史編集委員

米田雅子 桐朋女子学園講師

○筆耕協力者

中澤恵子・根本弘美・厚地淳司・安宅正寿・橋本哲也

田辺 章・勝又 壽・鈴木 強・高橋具美・勝又昭三

勝又花子・高木トシ・荒井好恵・長田和子・河合貞枝

津高重作・平沢早苗・渡辺敏子・赤尾賢子・鳥居さき子

小川うめ・森操子・高田悦子・渡辺あつ子・佐藤安子

小宮山伊公・勝間田秀彦・勝村 勇・角田欽造

長田包夫・新井恭二・佐藤利英・湯山五策・山下由委

○口絵写真撮影

堤 勝雄

○統計図版作成

太田幸夫・杉山和男

○資料整理協力者(事務局臨時職員)

山本ケイ子・勝又仁美・藤本政子

○資料提供者(敬称略順不同)

岩崎達生 裾野市佐野

古谷善和 裾野市佐野

大庭和彦 裾野市石脇

大庭 力 裾野市石脇

渡辺武彦 裾野市富沢

服部鈴子 裾野市富沢
 渡辺俊一 裾野市水窪
 芹澤充寛 裾野市茶畑
 中川 力 裾野市茶畑
 市川せつ 裾野市平松
 持田利泰 裾野市平松
 福島尹夫 裾野市平松
 勝又重俊 裾野市久根
 勝俣恵一朗 裾野市麦塚
 羽田 勲 裾野市深良
 一之瀬和雄 裾野市深良
 湯山芳健 裾野市御宿
 湯山えつ 裾野市御宿
 勝又直治 裾野市御宿
 横山正美 裾野市千福
 芹澤哲哉 裾野市葛山
 芹澤正巳 裾野市葛山

杉本清住 裾野市下和田
 杉山友芳 裾野市下和田
 渡辺行男 裾野市須山
 渡辺巳智男 裾野市須山
 土屋卓雄 裾野市須山
 柏木正男 沼津市添地
 佐野原神社
 富岡生靈神社
 石脇 区
 佐野 区
 御宿 区
 今里 区
 葛山共有財産管理委員会(葛山区)
 裾野市立西小学校
 裾野市立深良小学校
 裾野市立富岡第一小学校
 静岡県立裾野高等学校

静岡県立中央図書館(静岡新報)

静岡大学付属図書館(静岡新報)

沼津市明治史料館(沼津新聞)

東京大学法学部付属近代日本法政史料センター

(重新静岡新聞・函右日報・静岡大務新聞)

国立公文書館

裾野市役所

裾野市役所深良支所

裾野市役所富岡支所

裾野市役所須山支所

裾野市史 第四卷 資料編 近現代I

平成五年三月二十五日 発行 ©

編 集 裾野市史編さん専門委員会

発 行 裾 野 市

静岡県裾野市佐野一〇五九番地
電話 〇五五九(九二)一一一一

印 刷 株式会社 精 興 社

東京都千代田区神田錦町三丁目九番地